

平成 24 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 24 年 6 月 27 日 開会

平成 24 年 7 月 4 日 閉会



高 森 町 議 会

6月27日（水）

（第1日）

平成24年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成24年6月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 宇藤 康博君

2 番 後藤 三治君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
6月27日（水）	本会議	議案審議
6月28日（木）	休 会	
6月29日（金）	”	
6月30日（土）	”	
7月 1日（日）	”	
7月 2日（月）	”	
7月 3日（火）	本会議	一般質問
7月 4日（水）	”	委員長報告・採決

日程第 2 会期の決定

会期 自 平成24年6月27日

至 平成24年7月 4日 8日間

日程第 3 議案第37号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 4 議案第38号 物品売買契約の締結について

日程第 5 議案第39号 高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の一部改正について

日程第 6 議案第40号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

日程第 7 議案第41号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

日程第 8 議案第42号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につ

いて

日程第 9 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 1 0 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

追加日程第 1 議案第 4 5 号 和解及び損害賠償の額の決定について

追加日程第 2 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	岩下公治君	住民福祉課長	古澤建生君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
建設課長	廣木富八君	会計課長	橋本和則君
教育委員会事務局長	後藤正三君	政策推進課審議員	服部信一郎君
建設課審議員	岩田秋広君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	阿部恭二君	住民福祉課長補佐	佐藤幸一君
税務課長補佐	工藤英二君	農林政策課長補佐	後藤健一君
教育委員会事務局次長	沼田勝之君	監査事務局長	安方含君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会議務局長 古 庄 良 一 君 議会議務局庶務係長 松 本 満 夫 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、本日定例会を招集いたしましたところ、また雨の中、いろいろ各地域で災害等心配もある中、お集まりいただきましたことに関しまして、お礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。今、災害のお話をさせていただきましたが、現時点、きょうまでは直接的な人災等々はございません。そういう中で、21日には大雨により町道の崩壊等の被害が発生いたしました。このときも幸いではありますが、人的な被害が出なかったことが何よりではなかろうかというふうに思っております。また、この復旧につきましては、応急的なことを実施はさせていただきましたが、恒久的な復旧に今後全力を挙げていかなければいけないというふうに考えております。

また、梅雨の季節でございますが、確かに大雨が連日続いております。今後とも安心・安全の備えという部分につきましては、万全を期してまいりたいというふうに考えております。

さて、これは例年でありますともっと早く議会招集をお願いするところでありましたが、私が韓国の方へ出張をいたしておりました。また、この韓国の出張に関しましては、ツーリズム及び国際交流という観点で、国際会議の日程でございましたので、私の予定で変更することができませんでした。そういう事情が重なりまして、本日を迎えたということでもあります。その点につきましては、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。韓国の国際交流並びに国際会議の内容においては、また機会ある場で議員の皆様にはご説明、また映像等も残っておりますので、ご説明していきたいというふうに思っておりますが、なめという韓国でいう郡、これは非常に大きいわけでございますが、この南阿蘇と特に似ております。すなわち一次産業が農業であり、農業を推進する、そして環境を非常に大事にしている、工業的な工場がひとつもその郡にはない、そういう中で、地域興しが非常に進んでいるところの地域でございます。そこの元首さん、これは名前がちょっと日本とは違います、とにかく首長さんですね、首長さん及びその他の政治家の方等々といろんなお話をさせていただきました。またその話だけではなくて、私が約

30分のプレゼンと30分の質疑応答として参加させていただきました。その中で、地域が成功した実例を1つと、私がメインで説明したのは、行政が取り組むこのツーリズム事業についての説明をさせていただきました。またその中で非常に有意義だったのが、相手の首長さんも含めまして、地域の方が、韓国の方が非常に日本に詳しく、精通されている。特に阿蘇に関しては、かなりの知識をお持ちになられていたので、逆に私のほうが驚いた次第でございます。そういう中で、阿蘇、特に南阿蘇、阿蘇は2つに実は分かれるんだという説明から入りまして、この南阿蘇が今取り組んでいること、そしてそれは県が取り組むことに一番根元となって取り組まなければいけない地域であって、またそれができる可能性がある地域なんだ。そしてそれを持続することができる。要は持続可能なこの県の施策を最も取り組めば、これが現実化できる地域、それぐらい魅力があるんですよということをお伝えさせていただきました。その中で、高森町が町として取り組んでいること、このこともご説明をさせていただきましたことをご報告させていただきます。

今申し上げましたように、韓国の出張等々がございましたが、今後の観光立町の基本計画の策定、またはまちづくりにこれにつながるように活かしていかなければいけないというふうに思っております。現在、私が町長として就任後1年が経過いたしましたので、それを踏まえまして、政策説明会という名の下、各地で説明会を開催しております。住民の方にぜひお越しいただいて、私の政策に関する疑問点や、逆にこういうふうにやったほうがいいんじゃないかというご提案をいただきたいという考えの下、行っているわけでありまして。今議会終了後に再開してまいりたいというふうに思っております。今定例会にご提案いたしましたのは、全議案8件でございますが、ご審議いただき、何とぞご決定を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成24年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 宇藤康博君、2番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

議会運営委員会に付託してありました本定例会の会期につきましては、本日6月27日から来月4日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から7月4日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第37号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） おはようございます。

議案第37号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明申し上げます。今回の熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、平成24年4月1日付けで熊本市が政令指定都市に認定されたことに伴う規約の一部変更でございます。地方自治法第291条の第11項の規定により、議会の議決を経る必要がありましたので提案させていただくものでございます。今回の改正内容につきましては、第6条の熊本県後期高齢者医療広域連合の住所の熊本市の後に東区を追加することでございます。

次ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。平成24年4月1日付けで熊本市が政令指定都市に移行いたしました。それに伴いまして、熊本県後期高齢者医療広域連合事務所の所在地に区が設置され、住所表示の変更が必要となったため、規約の一部変更をするものであります。県内市町村の6月議会定例会において同文議決をお願いするものでございます。

以上、今回提案した内容について説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決

定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 物品売買契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第38号、物品売買契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 議案第38号で提案しました物品売買契約の締結について。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な内容について説明申し上げます。契約の目的、高森町新教育プランICT環境整備備品購入ということで、電子黒板27台、それから書画カメラ11台です。契約金額につきましては1,879万5,000円、消費税込みです。落札率が86.6%でございます。契約相手方は、上益城郡益城町田原2081番地12、株式会社NJK熊本営業所、所長緒方富雄氏でございます。本事業は、現在取り組んでいます高森町新教育プランの主要施策として新教育課程を見据えたICT教育環境を整えるものでありまして、今回の購入によりまして、高森町全小・中学校の普通教室にすべて配備するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案に付きましては、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、文教厚生
常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第39号 高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の
一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第39号、高森町新エネルギー・省エネルギー
調査委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第39号、高森町新エネルギー・省エネルギー調
査委員会設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例は、平成17
年度及び18年度において、新エネビジョン・省エネビジョンの策定時に制定した
もので、今回新たにバイオマス活用推進計画の策定をこの条例に則って策定するも
のであります。今回の改正の内容につきましては、第6条の当該委員会の事務局を
総務課から政策推進課に変更するものであります。

以上、議案第39号について審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、
提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例
の一部改正についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第40号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第6、議案第40号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

- 町長（草村大成君） 議案第40号でご提案いたしました平成24年度高森町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、昨年8月、町道永野原河原線の草部大橋付近におきまして、舗装の剥離によるくぼみが原因で自転車の転倒事故が発生いたしましたことから、道路管理者である町の責任について、被害者との過失割合の交渉をしておりましたところ、最終的に被害者の同意が得られましたことに伴うものでございまして、歳入歳出それぞれ75万円の追加でございます。

それでは、6ページをお開きください。歳入につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償保障保険から保険金を受け入れるものでございます。

次に、7ページの歳出でございますが、歳入で受け入れました保険金を相手方に対して賠償金として支払うものでございます。

なお、詳細につきましては、この後建設課長よりご説明をさせますが、ご審議をいただきご決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

- 建設課長（廣木富八君） おはようございます。詳細についてご説明いたします。

平成23年、昨年8月22日月曜日になりますが、町道永野原河原線草部大橋付近で被害者がロードレース用自転車で走行中、折からの暴雨による冠水で舗装剥離によるくぼみに気付かず転倒し、負傷されたものです。町道での事故については、町は全国町村会総合賠償保険に加入しており、事故後、すぐに熊本県町村会に報告、被害者に面会し、お詫び・お断りを申し上げ、本人の事故についての見解についてお尋ねいたしましたが、過失割合について町と本人との間に大きく隔たりがあったことから、保険会社の顧問弁護士にその交渉について委任し、今回の過失割合を5

割とすることで同意が得られましたので、今回の補正予算を提案するものです。

損害賠償の中身は、左鎖骨骨折による延べ186日中3日間の入院費用、実通院15日の治療費用、事故現場からのタクシー代、慰謝料、自転車の修理代となっており、過失割合5割の損害賠償金75万円については、町が被害者に支払いが終わった後、保障会社に全額請求することとなっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

町道に関わる災害ということで、大変相手方には申し訳なく思っている部分もございしますが、こういう陥没箇所というものが、結果的には町側の管理不足という形に問われるわけでございます。そういう部分において、今後の対応策、そこらあたりをどう考えておられるのか、そこらあたりを一応お尋ねをいたしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 9番議員のご質問にお答えします。

現在、町道の維持については、基本的に事故が起きれば道路管理者の責任となります。今後の対応策としましては、現在、週に1回ほど、特にこの永野原河原線については、穴の空いている箇所が多いですので、週に1回ほど穴埋めを行っておりますが、なかなか穴埋めして2、3日も経たんで、また穴が空くという状況です。今後につきましては、業者にある程度巡回、穴埋めを委託するという方向で進めたいと私は考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） ありがとうございます。そこらあたりはしっかりとこうよろしく願いいたしておきます。特に町道部分におきましては、大変区間範囲も広うございしますし、管理も大変だろうと思います。しかしながら、町道である以上は町が管理するというのが基本でございますので、その点よろしく願い申し上げます。

また、この道路について、ここ以外にもそうですが、以前はグレーチング等の盗難というようなことでいろいろこう地金高騰ということで、そういう部分が非常にあったわけでございます。それについて、今、その被害等は遭っていないのか、

ちょっとお尋ねいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えします。

その被害は遭っておりません。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第41号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第41号でご提案いたしました平成24年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、町道の改良工事及び町営住宅の改修に伴う補助金の内示額が削減されましたことにより、実施事業の見直しを行うことによるものと、高森温泉館における運営経費の補正、さらに平成23年度からの繰越額が確定したことに伴うものでございまして、総額2,377万7,000円の追加でございます。

なお、ただいま補正予算（第3号）の承認をいただきましたことにより、その補正後の金額と今回の補正額を合算いたしますと、予算の総額を37億9,361万7,000円とするものでございます。

それでは、まず5ページをお開きください。第2表債務負担行為の補正につきましては、老朽化に伴います色見保育園の複写機を更新いたしますことから、平成2

5年度以降、4年間のリース料を設定するものでございます。

次に、8ページからの歳入予算の主なものについてご説明をいたします。第1款町税の入湯税につきましては、平成23年度の出納閉鎖により最終的に徴収できませんでした税額について、滞納繰越分を計上しております。

第14款国庫支出金の土木費国庫支出金につきましては、当初要望しておりました補助金及び交付金の内示を受けたことにより、それぞれ減額するものでございます。

9ページの第19款繰越金につきましては、平成23年度からの繰越金が確定したことに伴い3,887万3,000円を計上しております。

次に、10ページから歳出予算の主なものについてご説明いたします。

まず、4月1日付けにより、課・係の見直しを行いました関係で、歳出全般にわたる第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、それぞれ各款ごとに必要な補正・調整を行っているものでございます。

第2款総務費の財産管理費と、次のページ、高森総合センター管理費につきましては、いずれも消耗品から光熱費への組み替えを行うものでございます。小額での組み替えでございますが、内容といたしましてはこの役場庁舎と隣の高森総合センターの電球や蛍光灯などの、いわゆる照明をLED化にするものでございます。庁舎内531灯と総合センター337灯の照明をLED電球に交換することにより、電気代が大幅に節減されることは当然のことながら、通常であれば設計、施工などを委託して行う場合、多額の初期投資を必要といたしますが、今回はここ1、2年で注目を集めております新しい形のエスコ事業により実施するものでございまして、例えば県内で申し上げますと熊本市の下通アーケード等々などで実績がございまして、このいわゆる新しい形のエスコ事業は、LED化により節減される分の電気代と交換用の電球代を合わせた金額程度を電気代としてエスコ事業者に支払うものでございまして、維持管理に係る職員の負担軽減なども考えますと、かなりの効果が期待されるものでございます。

続きましては、同じく高森総合センター管理費の工事請負費につきましては、トレーニング室を3つに分割する改修工事を行うものでございます。これは、庁舎内の課の配置場所を見直すことに伴うものでございますが、具体的には農林政策課を総合センター1階の健康管理相談室と向かい側の選挙の際などに使っております事務室に移動することとし、今回の工事により分割したトレーニング室は、健康管理相談室や多目的室として利用する予定でございます。なお、農林政策課の後には、

現在2階におります政策推進課を配置する予定でございます。

次に、12目地域振興費につきましては、毎週火曜日のゴールデンタイムである午後7時から全国放送されております地方や農村に注目を寄せるお見合い企画テレビ番組の制作を本高森町に誘致するために必要となる経費を計上したものでございます。

13ページの第3款民生費の社会福祉費におきましては、負担金補助及び交付金で高森町社会福祉協議会への運営助成金を計上いたしております。これは、社会福祉協議会の会長が常勤の会長となりましたことにより、新たに役員報酬を支払う必要が生じたことによるものでございます。社会福祉協議会の会長につきましては、高森町町長が、いわゆる充て職として会長を務めていたわけでございますが、協議会の運営上、常勤の会長を置くことが必要であるとの理事会での決定を受け、翌日の4月26日より、元役場職員の岩下生人氏が会長に就任され、その職に従事されているところでございます。なお、町といたしましては、議会での予算承認を受けた上での助成となりますことから、7月以降の報酬分を計上させていただいております。

16ページの第5款農林水産業費の農業費で、アグリセンターの料金改定に伴う補てん金を計上いたしております。これは条例に基づき指定管理者の料金改定を承認したために、有機農業を推進する高森町といたしましても堆肥の値上がり分を町が補てんする、少なからず農家の負担軽減を図れることから計上するものでございます。

17ページの第6款商工費の高森温泉館管理費につきましては、直営にて4月29日に営業を始めました。その高森温泉館につきまして、人員配置の問題や施設の故障箇所の発見、また温泉施設を営業する上で最も必要とされる各種設備の定期点検等などが今までは定期的に行われていなかったことも発覚いたしております。そのため、今回の補正では非常勤職員の報酬及び費用弁償の増額、また各種設備の点検委託、さらにエアコンの故障により、今年の夏は扇風機で対応したと聞いておりますが、大広間と男子脱衣所のエアコン整備の工事を計上させていただいております。また、故障により修理不能となっております備品の購入費なども計上させていただいております。

次に、18ページの第7款土木費の道路新設改良費と、次のページ、住宅建設費につきましては、当初の見込み額より補助金、交付金の内示額が削減されましたことと、事業の見直しを行いました。今回新たに村中線の改良工事を追加すること

といたしております。

第8款消防費の非常備消防費では、阿蘇郡消防ポンプ操法大会に出場される分団への出場助成金を70万円増額で計上しております。なお、郡大会は本高森町が開催地となっております。これは12年に一度の開催地でございます。小型ポンプの部で優勝された第2分団と準優勝の第5分団、それから自動車ポンプの部で優勝された第1分団の合わせて3チームが出場されることとなりますが、先ほども申し上げましたように、12年に一度の地元開催ということでもあり、ぜひ県大会の出場を目指していただくためにも、助成額を増額させていただくものでございます。

第9款教育費の学校教育費につきましては、高森東小学校の事務職員が昨年度までは県費において配置されておりましたが、本年度から配置されなくなりましたことから、町費におきまして事務補助員として配置するものでございます。

20ページの第12款諸支出金につきましては、財政調整基金への積立金2,000万円と、ほぼ0に近い程度に減っておりました社会福祉振興基金への積立金500万円を計上いたしております。

最後に、21ページの第13款予備費につきましては、国の支出に対応するための増額でございます。

以上、今回ご提案いたしております補正予算の主なものについてその概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

ただいま町長のほうから今回の補正内容についてご説明をいただきましたが、2、3点お聞きしたいと思います。

まず、8ページの国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金についてでございますが、これは歳入部門でございますけれども、関連するのは歳出の18、19ページに関連があると思われまして、3月に本年度、24年度の当初予算を組まれて3カ月足らずの間でこれだけの減額が出るということは、今までの事業の中ではかなったような気がします。確かに、先ほど町長が言われましたように、内示額が大幅に減額したということでございますが、24年度当初の折りの説明ではそういうことはなく、この予算が計上されていたわけです。3カ月の間に内示額が変わる

というのは、どうしても私は納得いきません。そういった意味です、もう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

また併せてですね、この事業はもう現在入札が終わっているのかもちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、この中で須坂団地ストック改良事業ということで、歳入で640万円の減額に対しまして、歳出後におきましては19ページだったと思います、事業予算は571万3,000円ということで、歳出額のほうが少ない減額というのはちょっとどういうことかな、私理解できませんので、それも含めてご説明をお願いしたいと思います。

まず、この点をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

まず、当初予算額、それから今回相当減額補正を行っておりますが、これについてのお尋ねですが、本来、昨年12月、道路関係、住宅関係の24年度の要望額調査が行われております。その金額から今回内示額が相当減らされております。狭あいについては50%、ストック関係も50%、景観事業関係も補助率が下がったということで、要は今まで道路改良、住宅につきましては、当初予算あげて、最終的に年度末の3月で減額をしております。ただ、その額が昨年の場合、昨年の3月の補正で相当額の減額をしておりますので、基本的にちゃんとわかった時点でその予算についてと、その事業費についてのお知らせはしたい、確定があった時点で補正するというやり方で今回の補正となったところでございます。

それから、入札が終わったのかということですが、現在予定しておりました工事については、工事関係だけでいきますと町道下村線、これについては昨年測量が終わっておりますので、今回入札を行います。あと、維持工事関係が3件ほどありますが、あとは測量関係の予定された業務委託を先日発注し、29日の日に入札とすることです。

それと、須坂のストック団地ですが、歳入と歳出の関係でおかしいということなんです、まずこの須坂団地ストック改善事業、須坂の浄化槽新設工事でございます。当初総事業費3,732万8,550円、うち国庫補金1,866万4,000円、地方債1,860万円、一般財源6万4,550円として計画をしておりましたが、補助金が約3分の1カットされまして、国庫補助金が1,866万4,000円から1,222万4,000円となっております。ただし、この当初事業費が、本設計を

しましたところ、総事業費が3,700万円から3,161万6,076円となったことから、国庫補助金1,222万4,000円、地方債を当初のまま1,860万円、一般財源79万2,076円となり、補助金ベースで1,866万4,000円が1,220万4,000円となったことから補助金については664万円の減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問に、今、建設課長のほうが数字的なものをご説明をいたしました。私が補足させていただきます。

まず、行政を非常に詳しい方ですので、議員さんですのでご存じだと思いますが、年末に大体この要望等、また年明けのヒアリングという形でございますが、そのヒアリングでの段階のときには、現実的にこれは大丈夫だろうというような流れでございました。確かに当初予算で組んで、3カ月後にというのは、おっしゃるとおりだと思いますが、今回は、これは私が聞いて数字的にちょっと何%かの誤差があったら申し訳ございませんが、約60%から65%、全自治体、熊本県下の、全自治体が削減されているということでございます。すなわち高森町だけではなく、ほかの自治体もこのような対応にならざるを得なかったのではないかと思います。その要因といたしましては、まず1点目が、国がこれは税収に対する見通しが甘かったのではなかろうかというふうなことも考えられるし、2点目といたしましては、俗に言われる震災への復興予算を取られたということも、個人的には感想として持っております。建設課といたしましては、しっかり通常どおり仕事をしたわけでございますが、何分このような国の税収、そして震災等の影響もございまして、熊本県全自治体がこのようになっているということをご理解していただき、また今後ご指導いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

ただいま建設課長並びに町長のお話を聞きまして安心しておりますが、要は須坂団地のトイレ改修と思いますけれども、こういったものが当初計画どおり、今年度整備されるということが入居されている住民の方に一番大事なことだと思います。そういったことで質問をさせていただきましたが、予算を計上する中におきましては、今の答弁のような、入れるのは難しい面もあるかと思いますが、できるだけ

すね、詳細な資料を添えられて予算計上されるよう、今後強く要望したいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

1 番 宇藤康博君。

○1 番（宇藤康博君） 1 番 宇藤です。おはようございます。

1 1 ページのお見合い企画テレビ番組誘致に伴う実行委員会補助金といたしまして300万円予算が計上されておりますが、一体どういう内容なのか、詳細な説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1 番 宇藤議員の質問にお答えいたします。

補助金及び負担金として300万円を計上しております内容につきましてですけど、先ほど町長のほうからもご説明がありましたとおり、このごろの晩婚化とか、独身者の増加、また結婚適齢期の上昇が過疎化とか高齢化を加速させていることから、本町においてもいろいろな対策、婚活に関する対策を打っているところですけど、特にですね、社会福祉協議会においては、湧愛世話やき隊ですか、という名目の下に結婚相談員8名の方でその年2回イベントを行っておられます。その年2回のイベントをですね、その1回をTBS系列の毎週火曜日の午後7時からですか、放送があります「もてもてナインティナイン」という番組に応募しましたところ、ある程度内定が来ましたので今回計上したわけです。内容としましては、テレビ見られている方、ご存じかと思えますけれども、こちらのほうで男性を募集しまして、全国から女性をお迎えして婚活の事業を行うということで、これにつきましては実行委員会を立ち上げてですね、そちらのほうに補助金を出して、そちらで運営をしていきたいというふうに考えておりますし、またこれの効果としましては、もちろん嫁不足対策はもちろんのことですけど、高森町の観光のPRにももちろんなると思います。それともう一つは、300万円の予算を計上しておりますが、この予算につきましてはすべて高森町内に落ちるといふような形になると思います。ですから、これを実現することによってですね、今3つのメリットがあるんじゃないかというふうに考えて、今回、内諾という形を得ましたので、今回予算計上させていただいたわけです。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかありませんか。

4 番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） おはようございます。4番 芹口です。

13ページの高森町社会福祉協議会運営助成金についてお尋ねをいたします。先ほどの説明で、これは常勤の社会福祉協議会の会長を置くための経費だというふうな説明がございました。私も昨今のような高齢化が進む中、また経済状況の中で生活困窮者が増加する中、また母子家庭や父子家庭が増加する中で、常勤社会福祉協議会の会長を置かれることについては、何ら異議がないわけでございますし、むしろ遅くなりすぎたというような気もするわけでございます。ただですね、私が言いたいのは、やはりこういった施策経費につきましては、私が3月の議会で一般質問しましたように、当初予算に計上するのではないかというようなことを申し上げました。先ほどの説明では、7月の理事会で緊急で決まったようなことを町長は申されましたけれども、町長はそれまで社会福祉協議会の会長を兼務されておられましたので、前年度の理事会で決定をし、4月の当初予算で計上し、4月1日から実施するというような方法を探られたほうがよかったんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、その点につきまして町長の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

確におっしゃるとおりだと思います。通常であれば、前年度の理事会に提案等、もしくは理事会で話し合っていて、その前段の評議会でも話し合っていて当初で上げるのが筋であり、当たり前だというふうに認識いたしております。しかしながら、私は就任いたしましたのは今年の4月29日、そしてそれ以降で社会福祉協議団体の会長に就任いたしました。そして、これは私は先ほど4番議員さんがおっしゃったように、これはちょっと遅すぎたのではないかという思いも自分もあるとおっしゃったように、これは実際本当の意味で社会福祉協議団体ということを考えれば、やはり常勤のトップリーダーがいて、しっかり地域のため、また高齢者のため、そしてこの社会変動に伴う活動をするためにやっていかなければいけないということも私も思っておりました。しかし、就任後に突然、何の経験もしないうちに、その会長職というのがどんなものなのかということ自分で体験、理解しないうちに、私が、はい、これは通常常識で考えればこうでしょうというような、そういう理論の下、理事会等で話し合うことは私はいかなものかと思いましたが、1年間は体験をさせていただきたい、経験をしたい、そしてその中で、実際事務手続きがどうなのか、会の内容がどうなのかということを探りたいとい

う思いがあったことは事実でございます。その私の個人的な思いの下、手続きが遅れましたことはお詫びはさせていただきますが、何もないうちに一定の人間が、経験もしないうちに、今まで先輩たちが培ってこられたこの流れを政治的なパフォーマンスと思われるのも困るし、私はそういうつもりで今回理事会で私も賛成したわけでもございません。4番議員がおっしゃるとおり思いは同じだと思います。これは、少し遅すぎたのではないかという部分もございますので、今後私といたしましては、個人的にいろんな会長職等々を受けております。そういう中で、予算措置が必要な場合には、先ほど4番議員がおっしゃったように、通常当たり前の形でこの予算請求ができることを心掛けてまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁をさせていただきます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田です。

先ほど1番議員の地域振興費の中でお見合いを企画されるというようなことがありましたが、これは大変私はいいいことだと思っております。しかし、今までですね、ちよくちよくこういう企画はあっていましたが、こういう、これは毎年ということにはちょっとできないと思いますが、今後ですね、こういう企画を私はどんどん町のほうで組んでもらって、やはり、今、先ほどから言われていますように、大変独身男性も多うございます。晩婚で、女性になかなか巡り会えないということで、本当に私たちも苦勞しているわけでございますが、今後こういう企画をまたいろいろ続けていけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えいたします。併せまして、1番議員も先ほどご質問をいただきました今回のこの企画、これは全国放送の毎週火曜日、ゴールデンタイム、視聴率が約8%から多いときが11%、すなわち1,000万人以上の方が見られるゴールデンタイムでの企画番組でございます。若い世代の方は、ほとんどご存じだとは思いますが、こういう同じような形をもっとやるのかということでございますが、現時点で、もちろんいろんな企画に取り組まなければいけないということは認識いたしております。私が思いますに、過去にも平成14年だったと、明確には資料等が今ございませんのでわかりませんが、農業農村体験交流事業ではなかったかなというふうに思いますが、それにより、約数組、2、3組ぐらいの方が結婚されているという事実もあったというふうに思っております。そ

ういう中で、今回この企画は、先ほど甲斐政策推進課長が答弁いたしましたこと
ありますが、一には、まずは嫁不足、すなわちこれは地域活性化、青年の育成にも
つながる。またこれは農業の、この農業問題の後継者不足の問題にもつながって
くることだと思います。1番目は、町のアピールではございません。1番目は、この
嫁不足に対するこの企画ということで1番でございます。2番目が町のアピールで
ございます。3番目が、これに伴う予算は町内業者にすべて落ちる、すなわちそ
でいるんな商いの方が少しは潤われると、この高森町以外に出ていくことはほぼ
ございませぬので、この3点を追加でご説明させていただきます。この誘致に関しま
しても募集に掛けまして、その後、いろんな動きがございまして、ほぼ決定だとい
うことでございます。また、現在ちょうど大分のほうが九州で初めてこれを誘致い
たしまして、番組を先週と今週ですか、放送がされていると思いますが、最初に本
編の番組がある前段の週で、例えばの話ですが、今度の企画は熊本県高森町と、町
のアピールがあって、そして本編があって、なおかつその次の週で、この結果等や
その番組の中で非常におもしろかった人やいろんな盛り上がったこととかを特集す
るようになっておりますので、ある意味3週間にわたっての放送になるということ
であれば、過去の農業農村体験交流事業等々で計上された、議会も認められて一緒
に賛同されて行われた事業と比較いたしましても、決して落ちることはないとい
ふふうに思っております。最終的には、先ほど申し上げましたように、1番目が嫁不
足、後継者不足、また商工のほうも後継者不足であります。これに対する対策とい
うことをご理解をしていただき、ご承認をいただきたいというふうに思っておりま
す。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 大変わかりやすくありがとうございました。私もですね、町長
が先ほどから言われましたように、毎年あっていました、確かに。しかしですね、
私が思うに、男女どちらでも一緒ですが、1日、2日ぐらいですね、中には3、
4組の方が結婚された方もおります。しかし、私はこういう企画はですね、今回の
企画の場合はちょっとテレビを通じての企画でございますので、できますならば1
年を通じて企画をしてもらって、お互いがこう十分に知り合うような企画を持っ
てもらったなと思っておりますが、そういう企画を今後ぜひお願いしておきたいと
思います。

○議長（田上更生君） そのほかございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） それでは、しばらく休憩いたします。議場の時計で11時10分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

日程第8 議案第42号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第42号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第42号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算の主なものは、歳出予算の老人保健医療制度拠出金の増額及び国保資格、それから賦課システム改修委託料の減額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を得る必要がありましたので提案させていただいたものでございます。

今回の補正は、既定の予算総額は変更せずに、歳出予算内で増額・減額を行い、予備費でのその過不足分を調整させていただきたいと存じます。その概要についてご説明いたします。

6ページをお開きください。歳出第1款総務費、第1目一般管理費、第13節の国保システム改修委託料が17万1,000円の減額といたしたいと思っております。

す。この国保システム改修委託料減額の理由といたしましては、国保資格及び賦課業務システムが11月からネットワーク経由のシステムに変更されることになりまして、11月から3月までの5カ月分のシステム改修委託料が不用となるため減額となるものでございます。

続きまして、第4款老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金、第19節負担金補助及び交付金につきましては、平成24年度に廃止されました老人保健医療制度の最終整理年度の平成22年度老人保健拠出金の実績におきまして、医療費の増額となったため20万9,000円を増額したものでございます。

なお、この老人保健医療費拠出金につきましては、これまで前々年度の実績による医療費の下落で拠出金の見込みがされておりました、本年度が最終の支払年度となる見込みでございます。

11款予備費につきましては、国民健康保険特別会計歳出予算内での一般財源の増額、減額を行うことにより収支の調整を行っております。

以上、提案いたしました主な理由について概略を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第43号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第43号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第43号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

この補正予算の主なものは、国・県から交付される後期高齢者医療保険基盤安定負担金が5月に確定したことによりまして、一般会計からの繰入金が増額となり、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を得る必要がございましたものですから提案させていただくものでございます。今回の補正は、規定の予算から歳入歳出それぞれ62万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,762万4,000円といたしました。その概要の主なものについて説明を申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。歳入第3款、繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、62万4,000円を増額としております。この一般会計繰入金が増額の理由としましては、先ほど一般会計の補正予算の中にもありましたが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が熊本県後期高齢者医療広域連合で平成23年度の実績をもとに調整され、5月に確定したことに増額となるものでございます。

7ページをご覧ください。歳出第1款総務費、第1目一般管理費、第13節委託料2万1,000円の減額としております。この後期高齢システム改修委託料減額の理由としましては、後期高齢業務システムが11月からネットワーク経由のシステムに変更されることとなり、11月から3月までの5カ月分のシステム改修委託料が不用となるため減額となるものでございます。この理由は、先ほどの国保のシステムと同じでございます。

第5款予備費につきましては、後期高齢者医療特別会計内での一般財源の増額を行うことにより、収支の調整を行っております。

以上、提案しました主な内容につきまして説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第44号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第44号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第44号でご提案いたしました平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、4月1日付けで行われました職員の人事異動に伴うものでございます。

6ページお開きください。今回は、予算総額の変更を伴うものではなく、第1款水道費の給料等650万9,000円を減額し、同額を予備費に増額するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番です。

ただいまの説明のように、職員の給与を減額し、予備費にその額を充当するというような補正予算でございますけれども、特別会計はご存じのように収支関係につきましては独立採算性を採るといようなことが原則でございまして、歳出におきまして特定の収入財源を理由とし、なおかつ不足が生じた場合については一般会計から繰り入れるというような方法を今まで採っておるわけでございますけれども、今回のように職員の異動に伴いまして、その職員が一般会計で業務をさせるということであれば、この繰入金につきましては予備費に充当するべきではなく、一般会計に繰り入れる、繰り戻すべきじゃなかったかというようなことを考えるわけでございますけれども、水道費として地方交付税に算入される額をまた特別会計に繰り出すというような方法も採られておりますので、そういった件につきましては財政を担当しております総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今、4番議員おっしゃいました、確かに制度上、そういったことでやってまいっております。今回、予算書を私も当初予算から見ているわけでございますけれども、平成24年度につきましては繰り入れした分につきまして

は建設改良費の起債の償還に伴う分がそれぞれでございましたので、今回、ご指摘はごもっともでございますが、最終的に年間の事業を見まして調整をしていくべきかとまた一方では考えております。

ちなみに、今回、補正後の予備費の額が約1,100万円、昨年度の予備費の額が1,000万円でしたので、予備費総額としての扱いといいますか、その辺の均衡は取れているんじゃないかというふうに考えますけれども、確かに先ほどおっしゃいましたようなことでやるのが一番ストレートなやり方であるということは私も存じておりますので、今後その辺も踏まえて、私の直接の担当課ではございませんが、建設課長とともにしっかり注視してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から議案第45号、和解及び損害賠償の額の決定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。議案第45号、和解及び損害賠償の額の決定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第45号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（田上更生君） 追加日程第1、議案第45号、和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） まず、議員の皆様方には追加議案ということで、お疲れのところ大変申し訳なくお詫び申し上げます。

議案第45号、和解及び損害賠償の額の決定についてですが、先ほどの議案第4

0号でご決定いただきました一般会計補正予算（第3号）に関わるものでございます。事件の内容につきましては、補正予算の折りご説明いたしましたが、その2枚目に概要を添付しております。日時として、平成23年8月22日、午後2時30分ごろ。場所、阿蘇郡高森町大字下切の町道永野原河原線、過失相殺あり。損害及び賠償額、入院費を含む治療費、諸経費、休業損害、慰謝料、車両損害の損害総額150万円。賠償額として、道路管理者の負担割5割の75万円。事故の状況としましては、和解の相手方がロードレース用自転車で走行中、折からの豪雨による冠水で舗装剥離したくぼみに気付かず転倒し、自転車を破損及び負傷したものであります。

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためご提案いたしました。慎重審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号、和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 休会の件について

○議長（田上更生君） 追加日程第2、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月28日から7月2日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月28日から7月2日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時25分

7月3日（火）

（第2日）

平成24年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成24年7月3日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1 番	宇藤 康博	政令指定都市誕生後の高森、南阿蘇地域の将来像は	小規模自治体としての戦略は
		高森（南阿蘇）地域の医師確保対策は	医師確保対策の具体策は
		県道の整備促進は	県道の整備促進についての町から県への要望は
		町直営後の高森温泉館の現状は	町直営後の高森温泉館の経緯と問題点、現状は
5 番	立山 広滋	消費税について	① 首長としての「増税」に対する考え ② 「増税」を見据えての戦略
		住宅計画について	① 現在の計画 ② 高齢化、少子化、危機管理面での計画変更

3 番	興 梶 壽 一	高森町市街地における空き家等の防災対策	① 現在までの防災対策経過 ② 今後の対応について ③ 高森町の景観保全について (インフラ整備等含)
		ご当地ナンバー導入について	① 原動機付自転車において、高森町独自のナンバープレート導入の考えは ② 阿蘇一円同一の地域表示ナンバープレート導入について
2 番	後藤 三治	人材の地産地消	① 子ども(教育)予算の増加 ② 高森高校への助成 ③ 町内企業等への就職状況 ④ 町長の考える将来像

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇 藤 康 博 君	2 番	後 藤 三 治 君
3 番	興 梶 壽 一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	村 上 源 喜 君	政策推進課長	甲 斐 敏 文 君
健康推進課長	岩 下 公 治 君	住民福祉課長	古 澤 建 生 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	農林政策課長	佐 藤 武 文 君
建 設 課 長	廣 木 富 八 君	会 計 課 長	橋 本 和 則 君
教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君	政策推進課審議員	服 部 信 一 郎 君

建設課審議員	岩 田 秋 広 君	総務課長補佐	東 幸 祐 君
健康推進課長補佐	阿 部 恭 二 君	住民福祉課長補佐	佐 藤 幸 一 君
税務課長補佐	工 藤 英 二 君	農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君
監査事務局長	安 方 含 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	松 本 満 夫 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、教育委員会事務局次長 沼田勝之君からは、欠席届がっておりますのでご報告しておきます。

お諮りします。手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

発言を許します。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さま、おはようございます。1番 宇藤です。

梅雨前線の活発な時期で、高森町においても災害が心配されるところでございますが、雨の中、傍聴に来られた町民の皆さまに感謝申し上げます。私も初めての一番最初の一般質問ということで、身が引き締まる思いがいたします。

さて、今日の一般質問は、通告どおりに4つの事項で進めていきますので、前向きなご答弁にご期待いたします。

一つ目の質問ですが、全国で20番目、九州で3番目の政令指定都市が誕生したわけですが、政令指定都市後の高森、南阿蘇地域の将来像についてお尋ねします。これは熊本市が政令市になり、都道府県並みの権限をもった熊本市となったわけですが、反面に言い換えれば、熊本県としては最大自治体であった熊本市が抜けたことにより、熊本市以外の市町村への施策が増えることになってくると思います。現に、蒲島知事の阿蘇に対しての施策の多さは際だっておりますが、私の感想としては阿蘇は阿蘇でも阿蘇市に特化したようなイメージがあります。

そこで、町長にお尋ねですが、私たち高森町は平成の大合併に乗らずに単独を選んだわけです。その単独ということは小さい規模になりますので、将来を見据えた戦略の必要性が強くなってくると思います。町長も将来を見据えた政策を少しずつでも進められていることは分かりますが、少子高齢化の中、果たしてこのまま単独で将来を見据えた政策を高森町だけで行えるのか疑問があります。私個人として

は、南阿蘇という広い範囲で行う戦略も同時に進めなければ、単独で行う施策には限界があるのではと思っております。そこで、町長が思われる政令市誕生後の小さい町の戦略についてと、南阿蘇全域として取り組んでいくことがないのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。今日は多数の傍聴者の方もお見えでございます。傍聴、ありがとうございます。また、議員各位におかれましては、一般質問ということで、しっかりいろんなこの一般質問事項を提案していただきまして、ありがとうございます。

まずは、1番議員のご質問にお答えさせていただきます。

政令指定都市誕生後の高森と南阿蘇地域の将来像で、要は小規模な自治体としての高森町の戦略はどうかということでもあります。また、その中で先ほど1番議員さんがおっしゃったように、議員さんの個人の見解としては、非常に難しいのではないかと、戦略もお持ちだと思いますので、今後、数ある場でまた議員さんとも議論をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

私も町長に就任いたしまして以降、非常に単独で高森町が行っているということ、そして南阿蘇村とは連携というよりもお隣ですので一緒ではありますが、実際的には先ほど1番議員さんがおっしゃったように、阿蘇は阿蘇でも阿蘇市がすべてメインになっているのではないかという思いは持っております。これは多分、行政に関わった人、また現在の職員はじめ、議会議員の皆さまも同じではないかというふうに思っております。また、一般の傍聴者の皆さまも阿蘇に関するニュースを見ていただければ分かると思いますが、やはり阿蘇市の方にいろんな県の執行の団体、若しくは県が施策を出すときに一番先に取り組んでいるところが阿蘇市というようなイメージを、やはりマスコミを見れば、これは誰しもが思うものではないかというふうに思っております。そこで、単独でどういう戦略なのかということですが、私は現時点は高森町は単独で行っているということですので、単独で行わなければいけません。そして、単独でできることをやらなければいけないということが、まずお答えとさせていただきます。その中で、まずこの熊本市が、先ほど議員さんおっしゃったように、大きく真ん中が抜けたということですので、これは熊本県がまず影響を多数受けております。そういう中で、先ほど質問の内容で聞かれたとおり、熊本市が抜けたということは、熊本県が今どういうふうに考えているかと申し上げますと、昨年10月にこれは県の総務部長の発言でござ

いましたが、熊本市にはどんどん観光や商業で潤っていただき、県税を増やしてほしい。そして、県の再配分措置として熊本市以外の地域に、熊本市で集めた税収を回していくというふうにコメントを正式に発表されてございます。広域的にはそのような影響、すなわち熊本市に一局集中化していた県税の配分が我々に回ってくる。これは高森も南阿蘇も一緒ではないかというふうに思っております。それによってまちづくりができるということが県の見解ではないかというふうに思っておりますが、ご承知のように、県自体も果たして、総務部長が言われたように、税収がたくさんあるかということは甚だ疑問な部分もございますので、やはりあげます、あげますだけではなく、こちらのほうからですね、情報を収集して、この県の正式な発言のもと、しっかり提案、また要求をしていかなければいけないというふうに思っております。現時点では単独でやることをやらなければいけない。

そして、次にこの戦略ということになると、非常に難しいものでございます。まず、熊本市とのセットでの戦略ということは、先ほど質問のちょっと趣旨自体が、私が勘違いしてたら申し訳ございませんが、熊本市とのセットというのは非常に難しいテーマであるとは思いますが、経済圏自体が菊陽、大津あたりに伸びてきているのはもうご承知だと思いますので、これは当然そこに人口が増えているわけでございます。この大津、菊陽の人口増加をターゲットにした当高森町ですね、一番のこれは一次産業でございます農業、畜産のこの商品の販路の拡大、ここがやはりこの伸びているところに関してはできることではないかというふうに思っております。現時点で大津、菊陽に相当な大きい企業、有名な企業がいろんなこれは取り組みを始めております。例えば、今年も農業の専門の会社が取組みまされたりする予定もあるというふうに聞いておりますので、やはり私たちができることはそのいい産物があるわけでございますので、そこをいかにして売り込むかということが高森町がやらなければいけない、熊本市が政令市になって大津、菊陽もほぼマーケットが一緒になっているということを踏まえれば、やらなければいけないのではないかとこのように思っております。

そこで、次に南阿蘇との提携でございますが、これはもう先ほど申し上げましたように、気持ちは一緒でございます。私が1年間で考えたこと、またこれは感じたことに関しましては、やはりこの豊かな水資源、そして非常に環境がいいということは同じでございます。また、その上流地域に高森町があるというわけでありませぬ。水は上から下に基本的に流れるというふうに、私自身考えておりますので、やはり南阿蘇と一緒にこの水資源、そして環境がすべてなんだというレベルのこの恵

まれたこの豊かな環境資源をしっかりと一緒に共有して、また共有の情報として発信していかなければいけないというふうに思っております。

例えば、先般、熊日新聞で南阿蘇の新しく移住されて来られた方がガーデニング等々を高森の方と一緒に庭をですね、オープンガーデニングにして散歩されているということを新聞等々に掲載されておりましたが、一つはやはり公共セクターとしては、住民に働きかける。そして、その地域の住民の人たちが中心となってやっていくことを、南阿蘇と高森で行政がバックアップするというのも一つの手段ではないかというふうに思っております。

2点目は、南阿蘇との提携といたしましては、先般、3月の議会でも議題に上がっていましたが、やはり南阿蘇に一つしかない県立高森高校、これは南阿蘇村と本当に長く歴史があるわけでございます。ここをしっかりとバックアップしていくということは共有していることではないかというふうに思っております。

もう1点は、3点目といたしましては、この南阿蘇にある南阿蘇鉄道、ここもやはり南阿蘇村と一緒にやっていかなければいけない。また、今月新しく白川水源駅の施設も完成するわけでございますので、やはり高森町の方も利用するわけでございます。また、南阿蘇村の方も高森町に来られて、この高森駅を利用されるわけでございますので、思いは一緒だというふうに思っております。

4つ目は、行政といたしましては、やはりこれは時代が進んでおりますので、情報の共有化、すなわちクラウド型が今後、行政間では進んでいくのではないかとというふうに思っております。これは全国も進んでおります。また、蒲島知事自身もそのように考えているという発言を、県議会のほうでされておりますので、しっかりとこの情報の共有の時代になってきておりますので、そのためには何をやらなければいけないかといいますと、やはり行政職員同士の交流、やはり顔を見て、お互い同じ南郷谷に生まれ育っている職員が多うございますので、そこはしっかりと顔を見合わせて交流を深めていかなければならないのではないかとというふうに思っております。交流に関しましても非常に希薄になってきておりますので、私といたしましては、いろんところで発言もさせていただいておりますが、やはりこの職員間の交流に関しましては、ぜひ住民の方も認めていただきたい。これがなくては南郷谷は一つになれません。ということで、ご賛同いただきたい。また、議会議員の方にもご賛同していただきたいというふうに思っております。

結論と申し上げますのは、しっかりと現時点では単独で取り組みますが、最終的にはこの私たちが高森町として単独で取り組んだことが南阿蘇全体にも波及して、

そして南阿蘇が取り組まれたことも高森町にも波及させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。ありがとうございました。

しっかりと単独で取り組むが、最終的には南阿蘇全体に波及することにもならなければとの答弁でした。そこで、町長の答弁から考えると、将来の合併も一考するべきととれますが、ずばり南阿蘇の合併についてはどう思われておりますか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

将来の合併ということはどう思われているかということですが、先ほど申し上げましたように、現時点でも一緒にやっていることも多数あるわけがございます。これはまた高森が単独で残った経緯等々は尊重しなければならないということが第1点。そして、現時点、単独で高森町は行っているということも、これが現実として第2点目。そして、結論から申し上げますと、時代のこの進む中でですね、先ほど申し上げましたように、情報の共有化、若しくはこの地域全体としての人づくりとしての共有化している部分というのが、学校にしろ、鉄道にしろ、あるわけがございます。これは将来、やはり病院等々もそうではないかというふうに、私自身思っておりますので、ずばり将来の合併については、これは考えるべき、考慮すべきではないかというふうに思っております。

また、それはすなわち先般の熊本県議会で蒲島知事が、小規模なこの自治体を支援するとともに、将来的には合併による規模の適正化を進めるということを明言されております。いずれにしろ、現時点は単独を選択したわけですが、知事の言われる将来的な合併の時代が来た場合には、それに対応はできるように、軸足をしっかり地につけた行政運営を行っていかねばいけないというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 今のお話を聞きますと、やはり将来的には合併議論も出る可能性があると思いました。合併に関しての話題になると、いろいろなことが出てきますので、ここでは質問しません。今日は町長個人としての考えを聞いただけでよし

と思います。

それでは、次の質問事項に移らせていただきます。既に高森町の住民は知っておられる人も多いと思いますが、昭和地区に新しい病院が建設予定となったようです。私はいつも思いますが、やはり高齢者対策、そして若者の移住、定住促進としても、病院の新設こそ高森町の、引いては南阿蘇全体の介護予防対策でもあり、経済対策の一つでもあると思います。

そこで、町長にお尋ねいたしますが、今後の医師確保、これは病院新設でも構いませんが、具体的な案はお持ちでしょうか。また、今回の昭和地区での新規建設予定の病院について、私も阿蘇市をはじめ、ほかの病院関係者から町長が強力に後押し、推進させたと聞きます。どちらかと言えば、病院の利害関係での批判的なことを耳にいたします。実際に推進されたのでしょうか。また、今後も新規病院建設に対しては間口は広げるおつもりでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1 番議員の二つ目の質問にお答えいたします。

今後の医師の確保、また医院等々の施設という形で、具体的な案は持っているのかということですが、現時点で私自身が行政といたしまして具体的な案は持っておりません。しかし、行政といたしまして、これは熊本県です、これは県下すべてどこの自治体も同様な今、状態でございますので、医師の確保、病院の新設等々につきましては、熊本県保健医療計画の中に、これは折り込まれて検討されているということでもあります。高森町単独として、町長として、何か案は持っていないかと申し上げますと、就任後、去年の6月から熊大のOB・OG会、これは医学部をメインとした、あと福岡大学の医学部のOB・OG会、これでご家族が、すなわちお医者さんではない、家族の中でお医者さん、後継ぎではないということですね。そういう方がメインとなっているサークルがございます。そのサークルに去年の6月から、これはもうほぼ毎月、月に1回ずつ顔を出させていただいております。もちろんこれは公務ではございませんので、私個人が人脈を形成するために行わせていただいております。また、これは将来的にですね、例えば医院を開業したいという思いのお医者さんはいっぱい実はいらっしゃるわけでございまして、しかしお金がないと、人脈もないという方もたくさんいらっしゃるわけです。そういう方とコミュニケーションをとっていくことは一つのこれは案であって、プロセスの一つになるのではないかとこのように思っております。また、病院のこの具体的な建設等々はですね、現時点ではその行政が把握している部分は先ほどおっしゃった昭和地

区の病院だけであるとは思いますが、私といたしましては、やはり将来的にですね、レセプトの共有化と遠隔地医療ができる形づくりを行政としては、その整備づくりが必要ではないかというふうに思います。すなわちそれは光ファイバーがなければできませんので、そこがやはり行政が持っている案だというふうにお答えをさせていただきます。

もう1点でありました、先ほど言われた昭和地区の病院の新設に関しましては、これはですね、医師の確保、新しい病院のこの建設ということは、これは住民の安心・安全という点からは非常に重要なテーマであるということは、これはもう議員の皆さんご存じだというふうに思っております。今度建てられる病院の院長さんがまずご挨拶をしたいということで、しっかりそれに応じて話をさせていただき、またその中でですね、地域医療の確保という観点で、ぜひとも頑張ってくださいということを私が述べたことは事実でございます。また、今後、間口を広めるということもお聞きになられたと思いますが、当然これは広めるべきであるというふうに思っております。広めるためには行政がやらなければいけないことは、先ほどの話に戻りますが、やはりこの新しい医療の形をできる基盤整備、これが行政ができる一つのことでないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

私も町長の考えとまったく同感ですが、同時に現状の町内病院の維持についても地場産業という点ではやはり地域に根付いてきた病院ですので、大切に協力体制をとって行ってほしいと思います。今日は、質問は4つありますし、医師、病院の確保の必要性についての町長の考えを聞きましたので、次の質問に移りたいと思います。

3つ目の質問は、県道の整備促進についてです。県道は県の管轄ということは大前提ですが、高森町としてどのような要望を熊本県になされているのか、これは建設課長さんにお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます。

県道の整備促進についての、町から県への要望はどうかということのご質問ですが、現在、高森町に関連する県道及び主要地方道は、県道が清和高森線、仏原高森線、高森停車場線、津留柳線、河原新波野線の5路線、また主要地方道が熊本高

森線、高森波野線、竹田五ヶ瀬線の3路線となっております。現在、熊本県が改良工事を進めておりますのは、熊本高森線、津留柳線の2路線です。その他、町が県に要望している路線としましては、改良工事について、津留柳線の柳谷から小村入口までの狭歪部分の改良、河原新波野線、高森波野線、竹田五ヶ瀬線の拡幅改良を要望しておりますが、改良工事につきましては県も予算が厳しいということ、また年々、要望箇所が増加しているということで、現道でのカーブカット並びに離合箇所を設置する方法で改良工事を行っている、考え方を変えているところが現状でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

要望はされているとのことでしたが、例えば草部北部の津留柳線については、議会報告会でも話が出ました。前町長との要望の違いもあるのでしょうか、今後の県としての予定はあるのでしょうか。分かっている事実があれば教えていただきたい。また、町長はこれからの県道改修、新設についての要望はどのように取り扱われるのか、この2点についてお答えをお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 草部北部からの津留柳線の道路改良の要望ということで、現在、津留柳線の野尻校区については改良工事を行っております。野尻校区については、予定として平成25年度竣工ということで県から説明を受けております。また、草部北部につきましては、昨年6月、地元から県、町宛てに要望書が提出されておりますが、県としましては野尻校区がある程度見通しがついた後で計画、協議を進めていくという話で終わっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えします。

県道の改修、新設についての要望にどういうふうに取り組んでいるかということです。これはまず県道に関しましては、やはり熊本県の管轄であるということでございます。これは議員さん等々もいらっしゃいますので、本来であればしっかり県会議員さんや国会議員さん等々に陳情しながら頼んでいく、また県にも一緒に行くというのが本来の形ではないかというふうに思っております。

改修につきましては、私が思うには非常にこの南阿蘇のほうがですね、阿蘇谷

等々から見れば遅れているのではないかというふうに思っておりますので、普段より土木部長をはじめ、県の執行部に強く要望している、県庁のほうに何回も伺っているということが私の現在の要望のスタイルでございます。

新設につきましては、これは県道の新設、なかなか今、新規着工がございません。そういう中で先般、議会のほうからも田上議長にご同席をしていただきまして、宮崎県の県連会長さん等々、県議会議長を歴任された方等々と一緒にいろんな宮崎と熊本、また阿蘇のこの阿蘇谷のほうも含めまして、要望等を出させていただいております。その新設の要望につきましては、これはまだ正式に出しておりませんので、議場のほうで私が言うというわけにはいかないというふうに思いますが、この2つですね、宮崎県と県境でございますので、これは一緒に取り組んでいかなければいけない県道、熊本県がやらなければいけない県道に関しては、一緒に陳情していきたいというふうに思っております。

また、この草部北部の津留柳線でございますが、先ほど建設課長が申し上げましたように、平成25年以降に、この北部の部分に関しましては、そこからスタートしなければいけないのではないかというふうに、私自身思っております。ということは、すなわち今年中に何かしらアクションを起こして、町としてもやっていただきたいということを強く要望する次第でございます。また、建設課のほうもこの件に関しましては、しっかり取り組んでいくように指導しておりますので、私自身も県のほうに伺っているいろんな提案をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

いろいろと厳しいこともあるかと思いますが、今後も県への働きかけを継続して行ってほしいと思います。私の意見ですが、阿蘇市側の県道整備の改修率が高い感じがいたします。高森町としては、山東部には県道が多いですので、地域の安心・安全のためにも、戦略をもって要望を続けて行ってほしいと思います。

さて、最後の質問事項ですが、町営となった高森温泉館ですが、町営後の経過と問題点、または現状の経営状態を教えていただきたい。温泉館協議会にほかの議会議員の方が参加されておりますので、いろいろありますが、私も昨年、一般質問に取り上げた経緯もありますので、できれば詳細に教えてください。政策推進課長に、直営後の問題点と、新しく出てきた新事実、経営内容をお願いします。また、町長は、問題点や新しい新事実に対してはどのようにお考えでしょうか。よろしく

お願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

1番 宇藤議員の温泉館の経緯、問題点、現状についてということですが、以前、議会のほうでも予算等の審議で経緯等はお話していると思いますが、ここでもう一回お話したいと思います。まず、平成24年の2月21日に指定管理候補者選考審査会が行われております。そこで、あえて会社名は申し上げませんが、法人の会社、これはパソコンやソフトウェアの開発とか販売をされているところですけど、そこを選考した旨の答申が町長へ行われました。その後、選定された会社からですね、温泉館との取引業者とかいろいろな周辺飲食店ですね、これについての調整をお願いしますという要望書が提出されました。その要望書の内容につきましては割愛いたしますけど、いろいろ町に対して間を調整してもらえないだろうかという要望でした。町としましては、慎重に検討しました結果、一応はですね、今回は指定管理へ移行することをやめようと、委託することを取りやめて、町直営であるという選択をいたしました。結果的には4月1日から政策推進課のほうで、この温泉館の事務も行っておりますけど、5月1日を再オープンを目途としてですね、準備を開始いたしました。まずやったことは、以前、従業員さんがおられましたけど、一応前の会社からは3月31日付けで解雇されておりますので、再度、うちのほうから会談をもって、営業職員の募集等を行っております。また、清掃職員の募集も行っております。以前、会社で管理的な立場におられた方、3名の方ですけど、この方につきましては4月16日付けでですね、前もって町の非常勤職員として先に採用いたしました。それまではですね、いろいろと前の会社の関係もありまして、なかなかいろいろな話とか、運営のノウハウとか、話していただけなかったわけですけど、先ほど言いましたように、4月16日から採用いたしました結果、機械のメンテとかですね、いろいろな問題点、これについても気安く話していただけるようになりまして、いろいろな問題点がまた明らかになってきた次第です。それについて今対応しておりますけど、その問題点が出てくるのが遅かった関係上ですね、今補正予算にもいろいろな機械のメンテナンスとか補正計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

結果的には、4月27日付けでですね、温泉利用許可証の交付がありました。と同時に、阿蘇保健所のほうからですけど、可燃性天然ガスの濃度確認証、これは4月27日付けで許可が下りましたので、当初は5月1日をオープン予定としており

ましたが、先ほど出ました運営協議会のほうにも諮りまして、できるだけ早く開けた方がいいんじゃないかということで、4月29日から直営による運営を開始したわけです。

先ほど申しましたように、いろいろ問題点もあります。その問題点につきましては、先ほど言いましたように、温泉館の運営協議会、これは委員さん6名の方で協議会を開催しておりますけど、いろいろな運営方法とかですね、来年度にわたる取り組み、どういうふうにしたらいいかということも協議を行っていただいております。現在までにですね、既にもう6回の開催をさせていただいております。

町としましては、最終的にはですね、12月ぐらいに、今直営でやっておりますけど、これを今後どうするかということも、その運営協議会のほうから町へ提言していただいて、そして町のほうで最終的には町長になると思いますけど、どういうふうな運営にするか。例えば、今までどおり直営でやるとか、前やっていたように指定管理者に移行するとか、その他売却とかいろいろあると思いますけど、そのへんの決定はですね、来年の運営協議会で諮った上で、1月から3月ぐらいに決定して4月の、どういうふうな運営になるか分かりませんが、オープンにもっていきたいというふうに思っております。

先ほどから出ております問題点ですけど、まず施設面ではですね、例えば大広間とか男子更衣室のエアコンがもう故障している。これは今議会で補正計上いたしております。それとか、ボイラーが耐用年数がもう来ております。いつ壊れてもいいような状態になっておりますので、そのへんの更新が必要になってきます。また、ご存じだと思いますけど、大浴場の二重ガラスですね、これがかなり曇っております。とか、大浴場の空調施設も修繕が必要です。そのようにいろいろ施設面での問題点もあります。

また、運営面での問題点としましては、雇用者がですね、生活給を支払えるような状態ではありません。といいますのが、時間が短く切っております。朝出が4時間、昼からが4時間、夕方出が5時間ということで、どちらかという小遣い銭的なものになると思いますので、なかなか継続的に働く方がいらっしゃらない。また、こちらから指導に対してもですね、それならいつ辞めてもいいというような、そういうふうな考えをもっている方がいらっしゃいますので、なかなか接遇等の指導等が難しいというようなこともあります。またですね、これは以前から問題になっていたわけですけど、町内外で入館料が違っていると、これをどうしたらいいとか、高齢者とか障がい者の入館料をどうしたらいいとか。また、売店も以前のように開い

ておりますけど、これを物産館的な役割を果たすためにはですね、やっぱりそのような充実とか、レイアウト面でも考えていかなければならないことだと思っておりますし、また町外のお客さまからすれば、町内の方がわきあいあいとして中で話しておられると。それについてやっぱりいろいろ嫌な思いをされるというか、そういうこともあります。ですから、利用の方のマナーの向上ですね、こういうのも問題点として指摘されております。

それともう一つ、当初、直営でやるときは経費節減のために閉館時間を少し遅らせたという意見があったわけですけど、やっぱりどうしてもですね、9時以降とか、8時以降9時はかなり少なくなっておりますけど、それをそのときにしか来れない方もいらっしゃいますので、今のところは10時まで営業している状況ですけど、そのへんも今後考えが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

以上が今までの経緯とですね、現在の施設面とか運営面での問題点を答えさせていただきました。

○議長（田上更生君） 課長、協議会委員6名という答弁でございましたけれども、訂正をお願いします。

○政策推進課長（甲斐敏文君） すみません。訂正させていただきます。

温泉館運営協議会委員は6名と申し上げましたが、8名の間違いでしたので、ここで訂正してお詫びしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員さんのご質問にお答えいたします。

高森温泉館直営後の問題点や新しい事実についてどう考えるかということだと思います。今、問題点等々、政策推進課長のほうが説明はしたと思いますが、まずその前段に、直営後の5月24日と6月15日の2日間、これは泉源ポンプの故障を、急な故障でした。それを復旧させる作業のために、やむを得ず臨時休館をさせていただきましたことに関しまして、町民の皆さま、今日は傍聴者の皆さまお見えですので、お詫びを申し上げますとともに、町外で高森温泉館をご利用しているお客さまに対しても、改めて重ねましてお詫びを申し上げる次第でございます。これは泉源ポンプの故障だったわけですが、現時点、最終的な原因の特定には至っていないということも重ねてご報告をさせていただきます。平成22年に、これは前藤本町長の時代に泉源ポンプを替えたわけですが、そして、昨年、私が就任してすぐ、すなわち22年から1年後に、今度は落雷と、雷であるというこ

とで故障し、またその1年後、今年の4月ですね、5月の頭にまた1年ごとに故障しているわけでございます。ということで、これは通常ではないということで、温泉館協議会ですね、ご提言もありましたが、私自身、業者の社長さんをこの高森役場に来ていただいて説明をしていただき、しっかり私のほうからご提言をさせていただいたことも重ねましてご報告をさせていただきます。前置きが長くなって申し訳ございません。

問題点等に対しての新しい、あと新事実に対してどういうふうに対応しているかということでございますが、まず1点は高森温泉館は町の施設であるということでございます。先ほど政策推進課長が申しあげましたように、であるとするならば、住民の方々のこれは意見をしっかり反映させなければいけないということで、高森温泉館協議会が必要だということで設立をさせていただいたわけでございます。また、協議会ができたお陰でスピード感をもって取り組むことができているということも重ねまして、町民の皆さまにお礼を申し上げます。

また、その中で真実をどのように取り組んでいるかと申し上げますと、やはりこれは回覧等々、若しくはいろんな場所での機会でのこの情報の公開、これは温泉館協議会でもあからさまに情報公開しているということでもあります。公開するから、そこに初めて話し合いや議論が生まれるわけです。その議論の結果、提言していただいたことを、先ほど申しあげましたように、スピード感をもって対応しているということが、私が現在、問題点と新真実に対応しているわけで、のやり方でございます。すなわち、それは最終的にはお客さまに対してのサービスの提供につながることはないかというふうに思っております。

以上、私が思う問題点と、またその新事実に対してどのように取り組んでいるかということをご説明させていただきました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

今初めて聞いたことや、ちょっとびっくりしたことが多いです。また、町長の問題点に対する考えも分かりました。そこで、町長はこの直営は将来の経営体制をどのようにするかを精査する期間とのことですが、将来の経営体制についての最終決断の時期と、決断するにあたっての最大要点は何でしょうか。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

将来の経営体制における最終決断の時期と、決断するにあたっての最大の要点、最大の重要なことというふうな質問だと思いますが、この時期につきましては、先ほど政策推進課長が申しあげましたように、およそ半年は最低でもこの直営期間の中でしっかりとした精査をする。すなわち精査をするというのは、これは私だけではなく、町民の方にこれは情報を公開して精査しなければいけないというふうに思っておりますので、最低限、半年は直営で精査する期間をいただきたいと思っております。

また、最終的に決断するときの、この決断というのは、直営でいくのか、例えば従来のように指定管理にいくのか、若しくはほかの方法でいくのかということだと思いますが、これはやはりまずはこの情報を公開してですね、その中で住民の代表の方も入っていらっしゃる温泉館協議会で意見を取りまとめていただいて、それを私が決断するということになるかとは思いますが。そのときの一番のやはり最大重要点と申し上げますと、やはりこれは町民の方の民意が一番ではないかというふうに私は思います。しかしながら、その前段の位置付けとして、やはり町の施設であるということをしかり位置付けがありますので、これはしかも健康推進、増進に対する施設だという位置付け、その部分をもった上で情報公開して、そして住民の皆さんにですね、しっかりした意見を出していただきたい。すなわち民意を一番重要視して反映させたいというふうに思っておりますので、これから先も情報を公開する、決定して公開する、隠さないということをテーマにして、直営機関の精査期間とさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

町長の答えは分かりましたが、ここに広報「たかもり」の号外号があります。この中のいろいろな情報公開の場で、この間、号外なんですけど、この中で4月にですね、早くも赤字が出ております。それもですね、この5月のほうでは利益が出ているわけですが、支出については支払い手続きが終了したものを計上し、5月実績の燃料費と光熱水費などは、支払い手続きが無料のものは支出に含んでないと書いてあります。ということは、実際にですね、そういうのをすれば赤字ではないのかなと推察いたします。

それと、2ページ目のですね、お詫びで、先ほどいろいろ申されましたが、5月24日及び6月15日の2日間、機械、泉源から温泉水を汲み上げるポンプの故

障を復旧させるため、やむを得ず臨時休館いたしました。皆さまのご不便とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますと、こういう文面も載っております。このことはですね、赤字が出た月もありますし、ポンプの故障で休館する事態も起きております。今後も赤字が続けば町の税金も使っていかなければならなくなるような事態にもなりかねません。町民の中には、料金を上げないでくれとか、上げるべきだとか、いろいろ出ております。これらのことにつきまして、今からどうやって運営をされていくのか、町長のお考えをお聞きします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

まず、4月の赤字、最終的にはですね、マイナスではないかと、またこのまま赤字体制が続けば、これは町民の皆さんのお金を使うわけですのでということだと思っております。もちろんそうでございます。今までも実は相当な金額を、建設後使ってきた施設であります。また、今後は膨大な、これは本当に金額的にはかなりの金額になるのではないかと思われるぐらい、直営後に新たな修繕箇所や、またこれは不慮の故障等々が発生いたしております。すなわち、これは施設の管理の面の問題も含めまして、非常にやっかいなこの事実がどんどん出てきている、またそれがかなり規模が大きい金額になる。さらに入場料で赤字になるということはいかかなものかということでございます。それはもう当然そうでございますが、私はまずは位置付けといたしまして、先ほど申し上げましたように、町の施設である、そしてこれは健康増進のための施設だという位置付けのもと、この最終的には直営を選んだわけでありまして。その中で、やはりこの料金等の値上げにつきましては、これはもう非常にいろんな意見があると、1番議員さんもおっしゃったようにですね、実はあるわけでございます。じゃあ今までがですね、例えば正式なですね、本当の情報が開示されていたのかと、これは行政は指導しなければいけません、あくまでも民間に契約書上、任せているわけでありまして。そこに踏み込んでいって、それは嘘だろう、これは本当だろうと、わあわあ言うことはできないわけです。あくまでも民間の会社が提示していただいた資料を、行政のこれは契約書に基づいて精査していくことしかできてなかった。それがやはり抜けていたところ、見抜けなかったところが、これはもう多々あったというふうに思います。そういう中で私がこの一定の期間、精査期間をいただきたいというふうに言ってるのは、やはり本当の事実と本当の数字を把握しなければ、料金を改正することも、例えば新しく指定管理に出すことも、直営でやることも、将来の展望がこれは見えないということで、現

在那の期間として直営でしているわけであります。じゃあその直営の間、どんどん赤字が増えていくのは、これはおかしいだろうということは、これはごもつともでございます。だからといってスピード感を緩めて、何もどんどん赤字になればいいということをやっているわけではございませぬ。これは民間と公設、すなわち公共直営というのは公設であります。この民間であればですね、極端な話、私も民間出身でありますが、従業員一丸となつて本当に時間を度返しして、一生懸命自分の施設を、会社の施設をどうにか盛り上げようとする部分ができると思ひますが、これは公営になりますと、労働基準法やいろんな問題が出てきます。例えば30分でも残つて仕事をされている方等々、これは本当に有難いことですが、例えばこの部分に関して何か異論があられたり、いろんな部分でこれを誹謗された場合はですね、やはり法律に反しているということで、これは公営の場合はそれは決してやつてはいけぬことの一歩一つであるわけであります。という中で、やはりお金がどうしても公営のほうがかかります。だからこそ、現在ですね、新しく課設置条例で政策推進課と、これは本来政策を推進する、もう読んで字のごとくでございますが、この課の職員がなかなか不慣れなですね、この久しぶりの直営であります。そういう中で、毎日毎日この温泉館の問題に直面している。そして、業務時間が非常にそこに束縛されているということも事実でございますので、いろんなこの弊害というのはどうですかね、このやはり直営にしたお陰でやらなければいけぬことが増えたことも事実であるわけだす。しかしながら、先ほど言ひましたように、やはり直営でして、これは精査しなければいけぬと。その中で赤字は少なくしなければいけぬということで、私も行政側だけの意見ではいけぬということで協議会をつつていただき、議会にも入つていただき、そして一番シンプルでスピード感をもつて、赤字をなるべく出さない、黒字にもつていくという提案をいただき、現在に至っているわけであります。料金の改正につきましては、当然これは現在、南阿蘇はほぼ同一の金額であります。温泉館に行かれていゐる方は値段を上げればいゐと言われます。しかし、温泉館に行かれてない方、これは本当は行つてもらわなければいけぬ活動を、私も含め、もちろん一緒に議会議員の方もしていただくことが、これは当たり前だとは思ひますが、その中でですね、やはり行かれてない方のほうが大多数なわけだす。行かれていゐる中の、先ほど大半の方が値段を上げていいという意見もありますが、実はこの直営を決断する以前に、値段はこのままに据え置きにしてくれという要望も正式に多数いただひているわけだす。これは高森の町民の皆さんの施設であるわけだす。一方では値段を上げろ、赤字のままじゃいかんだろう

と、一方では健康増進、福祉の施設であるから、値段はそのままにしとけという要望が、同じ町民の中から半々あるわけです。これを決断しなければいけません。じゃあ何を根拠に決断するかと、その根拠をちゃんとつくるために今、精査期間、そして住民の皆さんに情報を告知して、公開して、皆さんどうですかという意見をやはりいただかないと、やはりその最終決断には根拠がない、信用性がないのではないかというふうに思っておりますので、いろんなデマやそういうものが流れないようにも、しっかりと今後情報公開を進めていき、しかるべき日には温泉館協議会の提言をいただき、私が最終的に決断をさせていただきたいと思います。料金体制につきましては、先ほど申し上げましたように、2パターンあるんだということです。すなわち、それも情報公開のもと、最終的な判断をさせていただきたい。また、その前段で住民の方にそれをやはり問わなければいけない時期が来るということも最終的にはあるというふうに、私のほうから住民のほうにお願いしなければいけないということも併せてご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ご答弁、ありがとうございます。

まだ聞きたいこともあります。温泉館協議会もありますので、協議会として協議しながら、温泉館運営に努めていただきたいと思います。

また、これは一人の住民としての感想と要望ですが、先日に配付された営業資料は非常に分かりやすく、情報開示という観点でも良かったです。これからもコンスタントに続けていただき、さらに詳細な営業成績や新たに明白になった事実等があれば、同時に掲載されることを要望いたします。

これまでのいろいろな新事実を考えますと、高森温泉館は停滞したままの数年間だったと思います。町長におかれましては、温泉館協議会もありますので、しっかりと直営営業で精査機関に努めていただきたいと思います。高森温泉館も視点を変えれば観光立町に向けての一つの材料になると思いますので、今後、私も町民の声を聞きながら、前向きに勉強して取り組んでいきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

今日はですね、一般質問ということで、2つの題材を用意してまいりました。まずはじめが消費税について、2番目が町営住宅の計画についてでございます。早速、消費税について質問したいと思います。

この消費税問題、一般質問として取り上げていいのか迷いましたけれども、私が覚えている限りでは、昨年4月の町長選挙のときに、消費税が上がるのは最短でも平成27年か28年になるので、まずは制度、政策をつくれる行政改革を行わなければ始まらないだろうと草村町長は当時言われていたと、私は記憶しておりますので、ぜひ聞いてみたいと思いました。しかしながら、6月25日、社会保障と税の一体改革の中で、国の大きな変化を伴う消費増税法案が衆議院で可決され、一方では多くの国民が反対しているわけであります。私個人としては、税の負担は軽いほうがいいのでありますが、国の将来のこと等を考えると、今、消費増税をしないと、将来、子や孫に負担を押しつける形になりはしないだろうか等々を考えると、やむを得ない部分もあるのかなという思いも一方ではしています。町長におかれましては、地方自治体の首長であります。首長としての増税に対するの考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員の一般質問にお答えいたします。

消費税が増税されるということに対するの考えということで、当初に私は選挙に出るときに、要は現職になる前の部分で言ったことに関して議員が記憶しているとおっしゃいましたし、またそれはそうでございますので、まずその時点はですね、個人でした。個人としての立場と、またご質問のですね、現職の町長としてのこの考え方ということをお答えさせていただきます。個人的には増税には当然反対でございます。また、それが個人的には結論でございますが、私は選挙中に言ったのは、確か1月からミニ集会を始めましたが、その中で5番議員さんもお見えになられたときに、消費税が上がるのは早くとも平成27年か8年にしかならないということをおっしゃったことも事実であります。それはそうでありまして、国民が選ぶ、

例えば選挙で選ぶ最大の根拠としては、やはり政党の公約である。すなわち4年間
はですね、議論はしないということを政党の公約で挙げていたわけでありませ
ん。そのときですね、政党としての公約をひっくり返すのであれば、これはなかな
か国民としては何を信じていいのかわからないということですので、私がこの消費
税のことをですね、その当時、平成27か8にしか上がらないと。すなわち私の任
期がですね、終わった後に初めてこれは消費増税の話になるということをも
二集会等でさんざん言ったことは事実でございます。また、今ご質問の中にあり
ましたので、この政策集自体がですね、やはり消費税が上がるということは前提
としてありませんでした。それは先ほど言ったように、当然であるのではないかと
いうふうに思っています。政権党が公約したことで、これは守ることが当然では
ないかというふうに思っておりましたので、重ねましてそこはご報告をさせてい
たきます。

また、個人的に反対の理由というのは、日本が財政破綻するとかいうこと
のことがさんざん言われておりますが、私といたしましては、破綻なんかあり得
ませんし、日本ほどこの経常収支が黒字の国は世界にはありません。というこ
とで、私自身は個人的にはそのように考えておりますので、増税には反対でござ
います。

現職の、その後選挙を迎えまして、この現職としての立場をいただいたわけ
でございますが、自治体のトップといたしましては、先ほど議員さんがおっしゃ
ったように、これはまた違う立場であります。やはりこれはもう衆議院で可決
したということは、これはもう増税になることはほぼ決定的ではないかと、少
なくとも今言われている平成26年の頭から、4月からですね、消費税が上
がるということで、やはりそれに対してですね、今首長として賛成・反対とか
いう個人の意見を入れるのではなく、今ある施策をやはりこの平成26年の4
月の消費税が上がるという、この国の根幹の部分が変わる、この26年4月
に合わせてですね、施策の考え方、また組み立て方の転換というのが必要
になってきたというふうに、現職の町長としては思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、首長としての考えと、個人的な考えと言われ
ましたけれども、まず個人的な考えについて、答弁の中にありました、日本は
破綻しない等々言われましたが、個人的に見解でですね、破綻をしないと思
い込みをされた場合、その個人的な思い込みが高森町の施策に影響を与
えないように努めていただきたいと思います。やはりギリシャのよう
にですね、国が破綻した場合は地方の市町村が最

も影響を受けることになってますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 個人的なことで、個人的な考えとしてですね、日本の財政が破綻することはないというふうに申し上げましたが、これはデータを見れば一目瞭然だと思っております。世界最大の貯蓄超過国、この経営収支がですね、黒字の国というのは世界でナンバーワンでございます、日本が。また、外貨準備の金額も世界で最高であります。よく言われる、国債がこの金利が上がれば、その1,000兆円分ですね、国債の未払いが増えるということをよく言うわけですが、日本の場合は国債は90%以上、誰が買ってるかという、国民が買っているわけでございますので、国内で回っているし、さらにこれは固定金利でありますので、国債の格付けによって金利の上下というのはございません。私はまったくのたぐひの情報でですね、流されているところがあるし、また実際のデータに基づいてですね、財務省自体が2003年ですか、世界に向かってその発言をして、またその2003年以降、今2012年ですが、この10年間でですね、この経常収支は日本の国に関しては、実は毎年毎年上がっているわけであります。要は、40兆で90兆予算組み、50兆ずつマイナスになっていってるとはではないかという議論でございますが、実はその50兆円分以上に稼いでいる部分がありますので、最終的には実は黒字になっている国であります。ということで、私は個人的にはなかなか破綻することはないのではないかとこのように思っておりますし、ギリシャは先ほど申し上げましたように、日本は国債を国民がほとんど買っているわけです。国内で回していますが、ギリシャはほぼ7割か8割は海外の国が、また外国人の方が買われているわけでございます。また、経常収支は完璧に赤字の国でございますので、日本とは真逆の国であります、状態でありますので、日本が破綻するというふうには直結しない。また、破綻しないという部分をデータとして、これははっきり分かりますので、議員さんも見ていただきたい。また、だからこそ破綻した場合に地方にですね、何か波及が来るということはないと思います。しかしながら、地方としてはこの少子高齢化の中、どんどん福祉に関するお金がいるわけであります。一方ではいるわけありますので、その面に関して、本来であれば税と社会保障の一体と名が付くのであれば、本当の意味で一体をやっていかなければいけないし、国がやらないのであれば、地方自治体として、やはりそこをしっかりと踏まえた上で施策をやっていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、国の本当の経営に関しては、町長が今言われましたように、破綻しないとか、つぶれることはないということを、町長自身が根拠があると言われました。いろいろと根拠については今説明いただきましたし、私個人としては今言われたことも少しは勉強してみようと思っております。

さて、ちょうどよかったのですが、町長として今言われました施策の考え方、組み立て方の転換が必要と言われましたけれども、これは私が質問要旨に挙げております増税を見据えての戦略なのでしょうか。また、戦略であれば、少し詳細に説明していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

多分、次のもう質問と一緒にしたいと思います。増税を見据えてのこの戦略ということですが、先ほど申し上げました施策の考え方や組み立て方の転換が必要ということをおっしゃいましたので、それが一つの戦略であります、それを詳しく詳細にできればということですが、まず私が冒頭、就任後、この人づくりが基本であり、最大重要課題であり、ソフトへのこの転換が必要であるということをおっしゃった、ずっと言い続けてきたわけでございます。しかし、私はですね、この増税があるということは、これはデフレのこの時代にさらにデフレになることは、これはもう100人中100人分かるわけでありまして。物余りの時代に、さらに物が売れなくなるわけでありまして。その中で私はもう既にですね、庁舎の中で係長さんの会議や、また若い職員さんと個別にですね、この話を随分前から、また総務課においては、総務課長にも随分前からお話をしておりますが、万が一、増税になった場合、2カ月ぐらい前は本当になるかどうか分らなかったわけでございますので、なった場合はこれは、このデフレギャップを埋めるためには、間違いなく大型の公共事業を国が下ろしてくると、これは歴史が物語っていると。竹下さんのとき、橋本さんのとき、大型補正を連発したわけでございます。それは半端じゃない金額、すなわち公共事業でありますので、やはりハード事業がほとんどメインになるということになります。戦略といたしましては、この公共事業が増税を見据えて、政府がどんどん下ろしてくると、これは平成26年の4月に消費税が上がるのであれば、もちろん前倒しで25年の補正、若しくは26年の当初でがつんと出してくることは、これはもうそう予想するのが当たり前ですので、例えば今私が計画している、例えば観光立町条例、これはもう産業全般のものでございますが、その中に

このハード事業を、より補助事業が受けれるような、裾野を広げたようなですね、施策にしなければいけない。これはもう例えば教育の現場でも同じだと思います。それはなぜかと申しますと、竹下さんや橋本さんのときですね、この冷え込み、消費税が上げたことによる冷え込みを、消費マインドをさらに低下させないために、国がどんどん出してきた公共事業と、やはり今のこの時代の公共事業は違うというふうに思っております。やはりそこに根拠がなければ、国民が認めるわけがないし、やはりマスコミの皆さんも相当これは取り上げることになると思っていますので、やはり東北震災に基づいた危機管理、防災計画、そして地域分権に基づいた人づくり、教育、それともう1点はやはり原発の問題に関して、やはり新エネルギー対策、この部分の3つの大きい柱で政府は大型の公共事業を出してくるのではないかというふうに思っております。公共事業がやはりGDPをですね、上げるのには一番手っ取り早い、これがもう一番早いわけですので、やはり政府としては消費税を上げると、参議院でもし可決すれば、これは間違いなくやってくる。すなわち、私が予想していた年数よりも、これは公約違反で前倒しになったわけでございますので、少なくとも施策の見直しというよりも組み替えが必要であり、やはりその組み替えをするためのこの行政の私たち執行部側がですね、やっぱり政策集団とならなければいけないのではないかというふうに思っております。就任後1年で少しずつ少しずつ、職員のマインドも意識も変わりつつあります。これは毎日毎日共に仕事をしていれば分かりますので、本来、長い目でこの組織改革というのはなかなか簡単に一昼夜ではできません。ということで、住民の皆さんや議員の皆さまにおかれましては応援をさせていただきたいというふうに思っておりますが、何分、消費税が上がるということは、これは次のステップを予想して、その国が下ろす事業に対して弾込めをして、いつでも飛びつけるような状態、すなわち施策の前倒しと組み替えが必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長が言われたようにですね、町長は今年の就任後より、10年ほど前からハード事業だけでは地方の活性化は不可能であり、人づくりをメインにおいたソフト事業へシフトしなければならなかった。本町高森町のミスはそれがすべてであると言われ続けておられ、町長の施策も人づくりのほうへと大幅に移行した感じが予算編成を見ても伺い知ることができます。しかし、今の答弁を聞いていますと、ハード事業に対しては計画予定を早めないといけません。または、デ

フレを埋めるには公共事業が最適であるという意味だったと思いますけれども、過去の歴史では国が打ち出す公共事業はばらまきであり、またもやばらまき系の公共事業では世論が許さないと思いますが、いかがでしょうか。また、今、答弁の中でありました高森町の行政が相当に完成された政策集団でなければならないし、果たしてそれが可能なのか、または不足していることは何でしょうか、併せてお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ハード事業計画を入れなければいけないということに関しては、先ほど申し上げましたのは、例えば高森町観光立町条例や新高森町教育プラン、仮称で地域農業マスタープラン等々の中にですね、裾野を広げた形で施策を入れとかなければいけないというふうに思います。それは国がこれは大型公共事業を出してきて、それに県が基づいて、これは施策を組むわけです。そして、それに飛びつけるような状態をいつでもやっとなければいけないという意味でのハード事業を入れなければいけないということです。それは今政策説明会のほうでもですね、情報を開示しておりますが、高森町はこの熊本県の自治体の中でも町道の本数が198本ございます。人口が7,000人の町に198本のこの町道、この数が大小は言いませんが、やはり非常に多いわけです。また、農道の未整備の部分や等々ございますので、ぜひその部分をですね、この裾野を広げた計画として入れ込んでいくことがやはり補助対象になるし、採択事業になるのではないかと。それを入れてなければ、逆に採択の時点で高森町自体が採択を受けない事例も出てくるのではないかとというふうに思っているわけであります。

また、政策集団と、先ほど私が言ったので言われたと思いますが、これは政策推進課があるわけであります。全町にわたってですね、やはりマインドを意識を変えて、いつでもこのように国が動くときには対応できるような意識づくりが必要であり、これはまだ少しずつ少しずつ積み上げている最中であるということをご報告をさせていただきたいというふうに思います。

また、不足している部分に関しましては、やはりこれはもう当然まだ1年ですが、私のリーダーシップが不足しているのではないかと、議員の方から見て、果たして政策集団になっているのかと問われるのであれば、その部分に関して不足しているのであれば、それは私の指導力が不足しているというふうに思います。民間でいえば、経営者と経営陣のこの姿勢でありまして、この職員をですね、規則・規約で縛っても、とても政策集団にはなりません。やはり人でありますので、感情と

いうものをもっております。やはりトップがですね、私自身が率直して、もうまだまだ動かないとなかなか、よし一緒にやっっていこうという姿勢にはならないのかも知れませんが、少なくとも1年前よりも少しずつですが、マインド、先ほどから何回も申し上げますが、職員の意識も少しずつ変わってきておりますので、ぜひ逆に議会のほうからも、議員のほうからも、叱咤激励していただいて、足りない部分のご指導いただきたい、また議員提案していただきたいということを重ねてご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長が言われた意味は分かりますけれども、実際に政策戦略を進める政策推進課が今年の4月新しくできたわけですけれども、政策推進課は政策を進めることが最重要視されるべきであり、そのような説明を受けております。まだ2カ月程度では新設の課として、しっかりした形づくりができないことも理解できますが、政策推進課として現状で稼働していることと、足りないポイントはありますでしょうか。甲斐政策推進課長にお尋ねいたします。また、別の視点からも答弁いただきたいこともありますし、せっかく熊本県庁から出向で来られている服部審議員にも、県庁と違うところをお答えいただければと思いますので、順番に答弁をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 5番 立山議員のご質問にお答えいたします。

政策推進課ということで、質問の内容につきましては政策を推進する課、名前のとおり、事業とか事務を行っているかという質問だと思いますが、うちの課につきましては、ご存じだと思いますけど、4月1日に新しく設置された政策推進課ということで、現在、係が2つございます。政策企画係と商工観光係ですね。商工観光係のほうは、係長のほうが不在となっておりますが、現在、非常勤職員とか任期付き職員を含めて13名体制で事務を行っております。この中でですね、あくまでも条例とか規則によって事務分掌が決まっております。課の設置条例によりますと、9項目の事務が与えられておりますし、高森町の組織規則では政策企画係で15項目、商工観光係で2項目の事務分掌が与えられております。政策推進課ということですので、いろいろな面から考えればですね、事務のすべてがうちに該当するんじゃないかということも考えられてですね、なかなか難しい立場にある課だというふうに思っております。でですね、現在、政策推進課としてですね、水面下ですけど、行っていることにつきまして、ちょっと説明したいと思っておりますけど、相手方との関

係ですね、明らかにできない部分もありますけど、まず1つ目がですね、エネルギー関連産業の誘致に関する調査事業を行っております。それと、2つ目がですね、ファンドや基金を利用した土地の有効利活用の方策を練っております。それと、3番目にですね、先ほど町長からもちょっと話が出ましたように、菊陽とか大津町の大消費地、交通量の多いところに農産物とか農産加工品の販売ですね、これらの施設を貸していただくような、そのような協議を現在行っているところです。先ほども申しましたように、これだけでは分かりにくいと思いますが、相手方のこともありますので、事情を察し願いたいというふうに思います。うちの課もですね、12名でいろいろやっておりますけど、その日その日で、また時間によっても全然違う事務を行っております。確かに人員不足が否めない状況であります。先ほどからですね、政策集団とかいろいろお話が出ておりますけど、政策集団ということでは、根幹になるのはうちの政策推進課ではないかというふうに思いますが、政策推進課としてはですね、町の将来を見据えたグローバル的な人材ですね、つまり政治とか経済を含めた世の中の動きに対応できる職員の育成ですね、これが必要ではないかというふうに私自身痛感しておりますし、私自身、後継者育成に努力していきたいというふうに考えております。

立山議員の答えになっていないかも知れませんが、私見を述べさせていただきます。答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部真一郎君。

○政策推進課審議員（服部真一郎君） 初めて答弁をさせていただきますので、まずは自己紹介をさせていただきます。本年4月から高森町との人事交流で熊本県からまいっております。政策推進課審議員を拝命しております服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、5番議員 立山議員のご質問について、県庁と違うところをということでのご質問についてお答えをさせていただきます。まず、県の場合でございますが、これは規模が大きいところでございますので、例えば総合計画といった全庁的な施策、取り組みが必要になる部分については、これを調整するための組織が必要となってまいりますので、その役割を担うための部署が置かれております。また、部局単位でも部局内の調整、各課にまたがる施策等の調整を行うための筆頭課が置かれているというふうな状況がございます。こちらの高森町の行政組織の規模でございますので、そうした施策の企画ですとか、調整については、町長を中心とした課長会議ですとか、各個別の事案ごとの関係課の協議といったもので十分対応はできて

いるのではないかと考えております。先ほど町長がおっしゃいましたように、政策の推進につきましては、これは各課それぞれが役割をもって政策を推進すべきである事柄だと思っております。それぞれの課において、意識をもって政策の推進にあたっていただくということが大切になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。

さて、本題に戻しますけれども、国の大きな変化を伴う消費税を増税することが目の前だという事実を踏まえて、先ほど町長が言われた、変化に対応する要として稼動するためには、政策課として足りないところを早めに対応できるように、私たち議会にも提案していただきたいと思っております。

また、町長におかれましては、先手必勝というか、各課のプランに弾込めをしなければ駄目だという話をずっとされていることは知っていますので、現時点の予定である平成26年4月の消費税アップを見込んだプランを作成できるように組織づくりをやっていただきたいと思っております。今、私たち議会も議長のリーダーシップのもとに、議会提案をどんどんやっていく気持ちでおりますので、併せて議論に参加できればと思っております。

続きまして、2点目の質問ですけれども、町営住宅の計画について質問をさせていただきます。平成17年に策定されました公営住宅ストック総合活用計画では、私の地元、昭和の中川原団地跡に集合住宅建築が計画されていますが、現在の計画はどのようになっているのでしょうか、答弁願います。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 現在の住宅計画についてお答えいたします。

現在、町が所有する町営住宅は17団地、253戸を管理しております。平成17年度策定した公営住宅ストック総合活用計画では、老朽化した住宅、横町団地、山王園団地、村中団地、村中A団地、村中中団地及び中川原団地の建て替えとしまして、中川原団地跡に標準世帯向け住宅、4階建て、1棟24戸、高齢者向け住宅7棟60戸、特定公共賃貸住宅2棟8戸、計88世帯の集合住宅建築が計画されているところでございますが、現敷地面積では用地が不足することから、隣接地の農地を取得する計画とされていること、また中川原団地までの進入路が狭歪であることから、新たに新設の道路改良を必要とすること等を鑑みまして、多額の費用がかかります。また、高齢者が多くなり、新住宅の料金の支払いに負担が非常に

多くなることを考慮すると、現段階で集合住宅が適正なのか見直しを迫られるところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、建設課長の答弁にありましたように、いろいろな意味での集合住宅が適正なのか見直しを迫られているとのことですが、それでは高齢化、少子化、危機管理面での計画の変更はあり得るのかお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 現在、計画されているプランは、平成17年2月策定されたものでございます。少子高齢化社会の進展や人口減少社会の兆し、また中心市街地の空洞化等への対応、町の財政力の低下、住宅政策を取りまく社会経済情勢が変化する中で、公営住宅の建設は非常に大きな役割があると考えられます。本来の公営住宅の目的である住宅に困窮する低所得者に対して、所得に応じた家賃での賃貸ということも十分配慮し、また福祉、医療施設等の関連する分野との連携を考えた上で、住宅建築計画の選択肢が広がるよう、新たな用地等の購入も踏まえまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、答弁にありましたように、この住宅計画を含めですね、高森町の総合計画で時代にそぐわない計画も出てきているように思われます。それだけ社会情勢がめまぐるしく変化している証拠でもありますので、今後の計画についてはしっかりと執行部と議論していきたいと思っておりますし、この住宅計画についてはですね、もうご存じかと思っておりますけれども、人口の定住促進、町民生活の安定、地域社会の活性化など、まちづくりの重要な目的を達成するための施策として、今まで積極的な公営住宅整備を推進されてきたわけなんですけれども、公営住宅はこれもお存じのように、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で供給することにより、町民生活の安定と社会福祉の増進を目的としておりますので、今後この見直し等も含めてですね、積極的に公営住宅建設等々には取り組んでいただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

なお、会計課長 橋本和則君は公務のため欠席届が出ておりますのでご報告しておきます。

それでは、一般質問を続けます。

3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 3番 興梠です。

午前中はですね、県の政策、また国の政策といった非常にレベルの高い質問が続きましたけれども、私はまず最初にですね、高森町市街地における空き家等の防災対策について、次にご当地ナンバー導入についてですね、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まずですね、高森町市街地における空き家等の防災対策についてですけれども、基本計画における市街地計画では、高森町に訪れる年間97万人の観光客を中心市街地に誘導し、地域住民と観光客との交流をもとに、賑わいのまちづくりが必要とされております。しかしですね、現状は計画と逆行するがごとく、高森バイパスを縦軸に大型店舗が次々に進出をしまして、近日中にはさらに大型店舗がオープンしようとしております。人の流れはですね、相反してバイパス方面へと誘導され、目に見えて中心市街地の空洞化が進んでいるかと思えます。また、その空洞化と並行して、市街地には空き家、またはですね、空き店舗等が目につくようになりまして、その建物も老朽化が進み、日々の住民の安全性、観光産業とのさまざまな点において影響が出てきているかと思えます。まず、こういった老朽化した建物が市街地内にどのくらい点在しているのか、把握されていればですね、建物の種類ごとに件数をお願いをしたいと思います。特にですね、県道駅前停車場線沿いの横町の住宅密集地における老朽化した建物について、現在までですね、いろんな要望、また提案書が出てくるかと思えますけれども、現在まで町として防犯、防災上を兼ねて、どのよ

うな対策を講じられてきたのか、まずはお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 3番議員さんの質問にお答えいたします。

さて、まず第1点の中心市街地の老朽化した空き家ということで、さっき言われました駐車場線関係、見てみますと、老朽化という基準はさまざまでございますけれども、防犯上、防災上ということであればですね、3件ほど店舗確認をいたしております。

また、特にその対策ということで、当然、所有者の適正な管理というのが一番求められるところでございますけれども、そのうち1店舗につきましては、平成14年7月に建物入口のシャッターが破損し危険であると、以前、住民からの通報がございましたので、応急的に撤去しております。また、平成16年8月には、老朽化が激しく、一部崩落箇所が見受けられましたので、県道沿いであると同時に住宅の密集地でもございますので、またその上、小学校の通学路ということでもありましたことから、防護ネットを設置し、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 自席から失礼いたします。

今、老朽化した建物についてですね、地域住民から危険建築物ということで、解体も含めた対応措置を講じてほしいとの要望が町に対してなされておりますけれども、まずその一環として、今課長が申されましたとおり、崩壊による落下物の危険防止のため、防護ネットの工事、また危険回避のため、通学路の変更等の対応をなされてきたということです。この防護ネットに対してですね、もし町が張ったこの防護ネット、このネット等を越えて、崩壊による落下物等による人的な被害、また隣接する住宅等に被害が出た場合ですね、責任の所在といいますか、その責任については町がとるべきなのか、どこにあるかと、そういう点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今、ご質問の内容は、何か事が起きたときの責任の所在の問題であったと思います。それにつきましては、私たちも防護ネット等も準備して設置している状況ですが、そのへん調べましたところ、民法717条の規定によりますと、責任の所在は所有者の責任ということになっているようでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 町が張られた防護ネットということで、町が一応管理ではございませんけども、手を加えられておるとなれば、もしそういう事態に陥った場合ですね、当然、被害者のほうから町に対して責任を問われる可能性があるのではないかと、そういう懸念がありますので、その点もその民法上、今言われたとおりなのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 民法の717条というお答えをいたしました。それに基づきますと、やはり管理の形態、いろいろあるようでございますけども、町としましては住民の方の安全の確保という意味から、防護ネット等をしておりますので、そこを所有もしておりませんし、特別、管理という部分ではまたないかと思えます。これはあくまでも住民の方の安全を確保するといった意味での措置でありますので、この民法717条の責任の所在は所有者の責任というこの1項で、私は町が責任をとることは恐らくないだろうというような考えをもっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） この建物の登記簿謄本を見ますと、複数の方が抵当権あるいは根抵当権を設定されておりますけども、この問題を解決するには、まず抵当権での理解を得ることが必要かと思えます。今までにですね、町としてこの抵当権者と解決に向けた交渉をですね、なされた経緯はあるのでしょうか。またですね、今後、地域住民の要望でもある解体も含めた交渉をされる予定はあるのでしょうか。地域住民のですね、要望である解体も含めた解決策となれば、法的に非常に難しい問題と膨大な経費が発生すると思えます。今後ですね、町としては問題解決に向けて、地域住民の方が安心して通れる道路の確保、または町内商工業者の振興のためにですね、今後どのような対応をされていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今、質問2点あったかと思えます。第1点目は、抵当権者の方々と交渉した経緯があるかと。私が知っている限りでは、直接交渉した経緯というのは私はお聞きしていません。また、解体についてということでございますが、これにつきましては、議員ご存じのようにやはりそういった抵当権を含めて、いろんな権利があるようでございますので、ここで私が直接どういった形で今進めますというのは、なかなか権利者間等の問題もございまして、このへんについて

は答弁を控えさせていただきたいと思います。しかし、町としましてそういった部分の解消に向けては一定のそういった解決に向けていろんな手は尽くしていくところでございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今の答弁ではですね、具体的な解決の方策といたしますか、それがちょっと見えないような気がいたしますけども、現実ですね、要望書なり提案書が出ているということですので、具体的な解決策は早急に検討される必要があると思いますけれども、具体的な回答といたしますか、そういうのを検討はされているのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議員おっしゃるように、地域の地元の方、またあるいは地元を含めまして、通学路でもございますので、学校長をはじめ、出ております。それと、商工会のほうからもですね、そういった要望書が出ております。それを町としましては、最大限に尊重して今後慎重に取り組んでまいりたいと思います。まだ、具体的にですね、云々ということをごここで申し上げるべきでは、いろんな債権者のこととかの問題がございますので、それにつきましては先ほどの答弁と重なりますけども、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

私個人としてはですね、もしですね、上物といたしますか、建物等をですね、解体とか取り片付けができればですね、土地の担保等、価値等も上がろうかと思しますので、抵当権者あたりの理解も得ることが可能性があるんじゃないかと、そういう気もいたします。

最後にですね、こうした空き家ですね、高森町全体ではかなりの件数になるかと思っております。中心市街地以外にもこういった空き家等があるかと思っておりますけども、高森町の景観保全やですね、防犯上の問題、あるいは地域住民の安全性を考慮した場合ですね、今後こういった指導をなされていくか、その方針等ございましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

現在、全国的にですね、そういった老朽化した建物というのが各都市にもあるようでございます。そういったことから、地域の課題となっている地域がかなり多

くなっているということで、最終的には所有者の適正管理というのをお願いしたいところでございますけども、そんな中で国のほうは関係省庁の連絡会議ですか、そういうのを設けたりとかいう話も聞いておりますし、法的整備がなされれば、何かの手段もですね、町として打てるのではないかというふうに考えております。ただ、それを待っていてもなかなか難しい問題もございますので、現在、全体の空き家の防犯体制につきましては、警察また関係団体とのですね、連携を密にパトロールを強化して対応しているところがございますし、また町の職員その他によります防犯パトロール隊も4班編成し、そういった方々をお願いしてパトロールもしているところがございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほども言いましたが、老朽化した建物等についてはですね、地域住民の長年の要望でもあろうかと思っておりますので、町の積極的な対応をお願いして、第1点目を終わりたいと思っております。

続きまして、阿蘇一円同一のですね、地域標示ナンバープレート導入についてお伺いをしたいと思います。ただいま阿蘇郡市7市町村においては、阿蘇の文化遺産につきまして、世界文化遺産登録を目指した取り組みを各地で進めております。こういった取り組みをですね、成功させるためには、阿蘇、そしてこの高森町を対外的にPR、宣伝する必要があるかと思っております。そこで、PRの一つとしてですね、提案ですけども、動く広告塔、ご当地ナンバーの導入についてですね、お伺いをしたいと思います。よく新聞等でも目にしますけども、このご当地ナンバーとはどのようなものか、また阿蘇をPRするためですね、阿蘇一円同一地域標示ナンバープレートの導入を考えたとき、どのような要項及び、基準等があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 3番 興柁議員さんの質問についてお答えをいたします。

ご当地ナンバーでございますけども、これはですね、新たな地域表示ナンバープレートの通称でございます。国土交通省がですね、2004年、平成16年でございますけども、11月30日にですね、ナンバープレートの地域名表示細分化等に関する懇談会というのがありまして、その報告を受けまして、新たな地域表示ナンバープレートの導入についての要項を制定したところでもございます。

内容でございますけども、今般、地域振興や観光振興等の観点から、ナンバープレートですね、地域の表示を弾力化いたしまして、自動車検査登録証事務所の

ですね、新設の有無に関わらずですね、新たな地域名の表示を認めるものでございます。これによりですね、新たな地域名表示ナンバープレートとしてですね、適用地域の募集を行うものとしたものでございます。

それからですね、新たな地域表示ナンバープレートの導入の基準等でございますけれども、これにつきましては先ほど言いましたように、平成16年11月30日付けの国土交通省の要項で基準があります。第1点目といたしまして、地域特性等についての一定のまとまりのある複数の市町村の集合が原則であります。それからですね、当該地域において登録されている自動車もそうでございます、これは国土交通省の九州の運輸局関係と思えますけれども、これの数がですね、10万台を超えていること、こういうのがですね、要項の基準になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 今のご説明のよりますとですね、当該地域におきまして自動車登録台数が10万台を超えなければならないということですが、阿蘇郡市の自動車登録台数はどのくらい現在あるのか、またですね、全国でこのご当地ナンバーを導入している地元といいますか、そういった自治体はあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 自席から失礼いたします。

阿蘇郡市関係のですね、自動車の登録台数でございますけれども、国土交通省のですね、九州運輸局関係で調べてまいりました。阿蘇郡市の登録台数はですね、平成24年3月31日現在でですね、約2万3,000台であります。

それからですね、全国のご当地ナンバーの導入状況でございますけれども、全国でですね、19カ所の登録がしてあるところでございます。主な全国のところでございますと、宮城の仙台市あたりですね、ここが45万8,000台ほどあるところが指定になっているところでございます。それから、茨城県の筑波市ですね、ここが51万台、あとはですね、九州管内、それから熊本県におきましてはですね、登録はあっておりません。それから、富士山のですね、山梨県の富士吉田市がですね、17万7,000台ということで、現在指定になっているところは全部10万以上でございます。阿蘇一円のですね、同一の地域ナンバー表示の導入でございますけれども、当該地域の住民の意向やですね、当該地域を構成するすべての地方公共団体ですね、合意が必要であることは言うまでもありません。それから、先ほ

ど申しましたように、阿蘇郡市の登録台数がですね、2万3,000台で基準に該当していませんので、地域振興、観光振興等の手段についてはですね、ほかの方法ですね、阿蘇地域のPRを図る必要があるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ただいまの説明の国土交通省の管轄の自動車については非常に厳しいということで、阿蘇一円同一のナンバーは導入できないということで、非常に残念ですけども、市町村管轄のですね、原動機付き自転車についてはですね、オリジナルなナンバープレートについてですが、このオリジナルナンバープレートとかですね、一体どのようなのであるか。またですね、このプレートが県内において既に導入しているところ等のですね、自治体等があればですね、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

原動機付き自転車とですね、オリジナルナンバープレートでございますけれども、これはですね、多くの市町村が交付するナンバープレートの標準的なデザインでございますけれども、これは旧自治省、今の総務省でございますが、昭和60年4月1日付けでございますね、通達が来ておるところでございます。基本的に申しますと、阿蘇高森とかそういうのは付けられませんので、上段につきましては市町村名ですね、下段でございますけれども、これについては「あ」とか「い」とかですね、ひらがなの文字を付けて、番号を付けてですね、表示するのが基本でございます。

サイズでございますけれども、大きさについては約20センチですね、横が20センチで、縦幅が10センチの中でナンバープレートをですね、設置するようになっておるところでございます。実施にあたってはですね、市町村の条例でデザイン等を決定することになっていることもあります。それによってですね、安全性とか、色とか、標準的なデザインを同等とした独自のデザインを導入している自治体もあるところでございます。

県下の状況でございますけれども、県下ではですね、3市町村実施しております。熊本県の人吉市、それから菊池市ですね、それと大津町、以上3市町村でございます。全国を調べてみましたら、全国は61カ所あつているところでございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 現在ですね、高森町におきまして原動機付き自転車の登録の台数、それからオリジナルナンバープレートを高森町独自のナンバープレートを作った場合、どのくらいの経費がかかるのか、分かればご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

本町ですね、原動機付き自転車の登録台数及び経費でございますけれども、平成24年5月末日で調べてまいりました。一種でございます。50ccがですね、551台、90ccが28台、125ccが30台、ミニカーが13台でございます。これにかかる税金につきましては65万円程度でございます。これを設けた場合の経費がいくらになるかということでございますけれども、新たにですね、新規の原版を作る必要がありますので、これについてはですね、250万円以上の経費がかかります。それからですね、新規のプレート代は普通160円程度でございますけれども、導入することになればですね、これにプラスの60円がかかりますので、経費的にはですね、かなりかかるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 原版でですね、250万円かかるということですけども、宣伝効果も併せてですね、採算性があるかどうか考慮する必要があるようですけども、現在、高森ではですね、政策推進課も新設されまして、高森町の観光振興に大きな力を入れておられます。動く広告塔としてですね、高森町独自のナンバープレートの導入の考えはないかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

高森町独自のナンバープレートの導入の考えということでございますけれども、地域振興や観光振興等の観点から、いわゆるご当地ナンバーが導入をされているところであります。課税標識についてもですね、同様に市町村独自の様式の変更を行い、新たな役割を賦課はできないという意見もあるところでもあります。

課税標識の様式についてはですね、先ほど申しましたように、決まっております。これはですね、課税団体の明示でございます。高森町とかいろいろすると

でございます。表示の内容はですね、申請の確保と、それからですね、賦課徴収の適正を図る上でですね、最低限確保させてもらおうというふうに思っているところでございます。

導入につきましてはですね、町長のもので、政策でもあります観光立町と併せてですね、いろいろな視点からですね、慎重に検討する必要があると思います。宣伝の効果とかですね、採算性を含むものもあるとは思いますが、それを含めてですね、慎重に重ねながら検討する必要があると思いますけれども、先ほども言いましたように、かなりお金もかかる場所でもございますので、現時点においてはですね、税務課においてはですね、導入については考えておりません。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

一番最後の質問はですね、独自のナンバープレートの導入ということでございますが、今、税務課長が言いましたことは、税務課といたしましては、やはり地域振興、観光振興等はほかの手段でも可能であると。一方、先ほど言いましたように、課税標識が果たしているその役割はほかになかなか代える手段が想定しにくいのではないかと、税務課の考えでございますが、議員がおっしゃいましたように、これはある意味、本当に動く広告塔でもございます。観光、若しくはこの地域ですね、宣伝ということを考えれば、ある面ではやはりお金がかかっても考えなければいけない部分ではないかというふうに思っておりますが、まだこの税務課の視点等々も踏まえまして、今後これを施策としてですね、落としていくかどうか、これは議会議員の方とも話し合いをしながら一つ考えていかなければいけない事だなというふうに思っております。

また、その一個前の広域のもので、この自動車のご当地ナンバーなんですが、やはりこれは先ほど税務課長が答弁いたしましたように、これは地方公共団体の合意が必要でございます。なかなか単に高森町だけでやろうというわけでもできませんが、やはり阿蘇は一つというキャッチフレーズがございますので、時を見て、折を見て、いろんな形で条件は厳しゅうございますが、議論を詰めていかなければいけない、提案ということもやらなければいけないときが来るのではないかというふうに思っております。

また、先ほど最初の質問でございますね、総務課長のほうの説明の中で若干不足した部分がございますので、私が答弁をさせていただきます。要は老朽化した建物に関

してでございますが、これはもう議員おっしゃるように、地域の安心・安全のために、またこれは通学路、また通学路ではなくともそこを歩いて帰っている子どもがいる、すなわちこれは子どもを育てる教育の一つ、安全を担保してあげるといふことにもつながり、また中心市街地のこの商工店です、この振興の一つにもなるのではないかと、これを議員もおっしゃい、また私もそう思いますし、今回このようにですね、議会議員の方がこれはやらなければいけないのではないかと、ご提案もいただきましたので、今後進んだ場合にはご協力をしていただきたいというふうに思います。現状までは先ほど民法717条のことを総務課長が説明いたしましたように、やはり責任の所在は所有者の責任、すなわち行政は民法717条から考えますと、やはり危険を回避する措置を行っているということでございます。これが約20年続いている、すなわち約20年近くですね、そのままにされている事実があると。じゃあなぜ20年間できなかったのか、今日、3番議員さんがおっしゃったように、皆、多分見た目の問題もあり、また危険度の認知性もどの議員さんも今までであったというふうに思っております。しかしながら、やはり総務課長がこの場で答弁するのは控えさせてくださいと言ったように、私も水面下でこれはいろいろ調査をいたしました。弁護士の方がですね、法的で言われること、それと人のこれは財産のことですので、もちろん法的なことが一番でございますが、それ以外にもいろんな事情等が実は絡んでいるわけでございます。相当にいろんなことが絡んできているのであるからこそ、約20年近く、これだけ危ないと、誰が見ても思う。はっきり申し上げまして、町の景観としてはふさわしくないということは誰しもが思うことがそのままにされていたのではないかと、このように思っております。私自身、水面下でいろいろ調査をいたしまして、今後においては、特に所有者の方とこれは交渉にあたるのが、この部分が解消できること、これが重大でございます。また、もちろん債権者の方との交渉等々も解消できればですね、これはもう町の防犯、防災、また危機管理という部分として考え、やはり行政主導で取り組みたいというふうに思っておりますので、条件整備が整った暁には、先ほど3番議員もこれはやるべきであるということですので、再度、私のほうからご提案をさせていただき、議会議員の皆さまの意見をお諮りした上で、最終的に高森町のこの中心が危険がない、そして子どもも普通に歩ける、お年寄りも歩ける、そういうまちづくりの一環として取り組むことをするために全力で頑張りたいというふうに思いますので、その節にはどうかご協力を賜りますことをお願い申し上げます。答弁と代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今、町長のほうからですね、ご答弁いただきました、先ほどの老朽化の建物についてはですね、この度の質問の準備におきまして、私も今の町長の考えと同じような、慎重な対応が必要、そのような気がしております。しかし、住民のですね、安心・安全な暮らしを守るためにですね、町としても早急な対応、それから積極的な対応をお願いをしたいと思います。

また、最後にお尋ねしましたですね、ご当地ナンバーの提案につきましては、高森町をPRしたい、そしてですね、一人でも多くの観光客を迎え入れたいと、そういった町民の声でもありまして、先ほどの税務課長が言いましたけども、町長の政策であります観光立町と併せてですね、高森町の観光PRという視点から提案をさせていただきましたけども、ご当地ナンバーにこだわることなく、高森町をPRする方法をですね、みんなで今後考えていくことが必要かと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

本日の一般質問、最後となりましたが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

さて、梅雨とは申せ、長引く雨と風で、この時期としては例年を下回る気温が続いており、お年寄りのいる家庭では朝夕はまだこたつが必要との話を耳にします。併せて、農産物の生育にも大きな影響が懸念されるところではありますが、本町におきましては幸いなことに、6月に発生しました台風4号、5号の影響を直接に受けることなく、大きな災害の発生も現在のところあっていないとのことで、一安心しているところでもあります。

さて、今回の一般質問では、農産物関係でよく使われております食の地産地消の、地産地消部分を人材に引用し、人材の地産地消として一般質問をさせていただきます。皆さんもご存じのように、地産地消とは一般的には地域で生産された物を地域で消費するといわれておりますが、国の基本計画では地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じ、農業者と消費者を結び付ける取り組みである。これにより消費者が生産者の顔が見え話ができる、そういう関係であり、地域の農業と関連産業の活性化を図ることを目的とされております。このことは人材に

おいてもまさしく同じことで、町に生まれた子どもたちに支援や助成を行い、その子どもたちが成長した後は町に就職し、町のために働いていただく、まさしく地産地消ではないかと思えます。町長さんがよく言われる、子どもたちは町の宝であり、この子どもたちのための予算は惜しまないと言われております。現に、平成24年度の一般会計予算を見ても、随所に子どもたちへの支援策が予算化されております。例を挙げますと、民生費予算として、出産祝い金をはじめ、子育て支援専門員や、中学生までの子ども医療費助成、さらにはこれまで保育園、幼稚園において行われていたフッ素塗布、フッ素潜行が小中学校でもできるように予算化されております。そして、特に注目すべき教育費予算では、高森町新教育プランとして、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育に取り組み、早期英語教育、ふるさと教育等がスタートいたします。さらに、高森高等学校へ入学及び在学する全生徒を対象に、その就学経費並びに校外活動への支援予算が計上されております。このことは子をもつ保護者はもとより、今後の高森町のまちづくりには必要不可欠な取り組みであり、評価されるものであります。

そこで、これらの取り組みについて、町長及び関係者の考えについて質問を行います。まず1点目は、子ども、とりわけ教育予算の増加として、これまでの道路建設予算から子ども教育予算へ、すなわちハード事業からソフト事業へ転換されたことについて、町長の考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

ハード事業からソフト事業へ転換したということですが、まさにもう何度も議場でも言っております。おっしゃるとおりでございます。私が思うにはです、やはりもちろんこの高森町も含めまして、全国、この地方分権、これがテーマでございます。その中でやはり高森町もそうです。よそもそうでございますが、大事なことはやはり人であります。この人づくり、これがすなわち人づくりをやるために行政は計画的な仕組みを作らなければいけない。その仕組みに対してはお金を惜しんではいけないというふうに思っております。私は、議員がおっしゃるように、ハードからソフトへ、ソフトが大事なんだということを言ってきましたが、高森町自体がその人づくり自体ができてなかったのかどうかといえば、それはもちろん先人の皆さまの努力により、できてる部分もあった、できてない部分もあったと思います。単に申し上げまして、この施策をつくる、そしてそれをチェックする。この私を含め、政治家と呼ばれる人たちが、目の前のことのみ力を注いだ部分も

あったのではないかというふうに思っております。やはりこれはもう皆さんも政治家でございますので、選挙は勝たなければいけない。大事でございますが、やはり選挙のことを考えすぎな部分というのが若干あったのではないか。これは高森だけではなく、私は日本全部の政治家にいえることではないかというふうに思っております。すなわちそのことによって後回しになってきた。だからこそ、今この高森町にはソフトが必要なんだということを常々言っておりますので、今日現在もそれにはまったく変わりがございません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から質問させていただきます。

町長さんの意図するところをお聞かせいただき、ありがとうございます。確かにハード事業は目に見える事業であります。その後の維持管理等を考えると、人材づくりが大切であることは皆さまもご承知のことと考えます。町長が言われる人づくりは町づくり、町づくりは人づくりの言葉にありますよう、今後も人材づくりに邁進されることをお願いいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。教育委員会ではただいまの町長さんの答弁にあったことを踏まえ、本年度から高森町新教育プランをスタートさせることとなりました。この事業により、これまでとどのように変わるのか、またどのような成果を期待されているのかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 2番議員さんの質問にお答えいたします。

高森の教育の方向性といたしまして、高森に誇りをもち、夢を抱き、元気の出る教育ということを打ち出しております。今、ご指摘ございましたが、この4月から高森町新教育プランということを開始させていただくところでございますが、高森町新教育プランは重点施策といたしまして、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育、ふるさと教育ということで進めさせていただいております。この新教育プランの狙いとして、4点ほど打ち出しております。

第1点は、高森の子どもたちに確かな学力、豊かな心を醸成するというところでございます。このことは文部科学省、県の教育委員会、豊かな心と確かな学力という使い方をしておりますが、高森の新教育プランは確かな学力、そして豊かな心ということで、この確かな学力ということを前に置いているということが、今どのように変わるか、どこに成果を求めるかということで、私どもが一番考えていると

ころでございます。高森は元来、道德教育等を中心にして豊かな心の醸成をですね、先人の方々、図っていただきました。この新教育プランに基づいて、やはり教育は確かな学力をですね、やっぱり付けさせていくと、ここにやはり目的を持たなければいけないということで、いろいろ議会のほうからも予算等ご配慮いただきましたが、やはり行き着くところは一人一人の子どもたちに確かな学力を付けると、これが新教育プランの一番の目的でございます。

2点目の狙いとしまして、高森の地域力を活かした地域とともにある学校づくりを推進するというふうにしておりますが、今まで高森で多くの方々が子どもたち、人材の育成にですね、携わってきていらっしゃいますが、そういったものをここでもう一度、今、国が進めております地域とともにある学校づくりという視点から見つめ直し、そして高森の教育として体系化していく。そういった中で町民の方々、皆さんで人材の育成をですね、目指した教育ということを進めていこうということで、このことにつきましては文部科学省の委託事業を受けまして、もう既に4月からスタートしたところございまして、これからもっともっと皆様方と学校が近くなって、みんなとともに子どもたちの人材育成を図るというその教育がですね、今後期待できるということでございます。

3点目は、高森町行政と連携した教育環境の整備を推進するということを掲げさせていただいております。教育環境の整備ということで、今回もICT関係にかなり予算をいただきましたが、先ほど午前中の質疑の中で町長のほうからもありましたが、今、世の中がたいへん動いておりまして、補正予算の問題等もありましたが、いろんなそういった情報等をですね、やはりアンテナを高くして高森の教育の充実につなげていきたいというふうに考えておりまして、今後ともご協力をいただきたいというふうに考えております。

4点目は、高森町教職員の質を高める高森町教育研究会の活性化を図ると、これは高森町教育研究会というのが今までも存在してございましたが、やはり子どもたちの目の前に立つのは教職員でございまして、その教職員ですね、質を高めるということをあえて4番目の狙いに掲げさせていただいております。

こういったことを通して、小中学校を中心としながら、保育園、幼稚園との就学前との連携、そして地元高森高校との連携を通してですね、やはり今、地産地消というお話がありました。高森の人材育成に努めてまいりたいと思っておりますし、その根底の力をですね、付けさせていきたいということがこのプランの大きな狙いでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 詳細な説明、どうもありがとうございました。

このことにつきましては、私たち文教厚生常任委員会では、本事業を所管する立場から、6月の5日、6日にかけて、佐賀県の西与賀小学校と福岡県の春日市教育委員会で研修を行いました。研修の内容につきましては、後日発行の議会だより「絆」で報告させていただきますが、今の社会はコンピュータ、ネットワーク、携帯電話等々、情報通信技術の進化による高度情報社会にあり、子どもたちにはその社会を避けては通れず、自分の力で生き抜かなくてはならない状況にあること、そして児童自らが主体的にICT危機を利活用し、課題を解決していこうとする力を強く感じました。特に子どもたちが機器を上手に使い、勉強している様子は、ただいま教育長が答弁されたとおり、本町の今後の教育と重なり、非常にワクワク感を感じた次第であります。しかし、機器はあくまでも子どもたちの学習度、そして教師の有効な教材として捉え、学校教師の人材の育成に努めることの大切さも改めて感じたところであります。今後とも教育委員会と現場の先生方が今以上に連携を深められ、子どもたちの教育に邁進されるよう切にお願いいたします。

次に、第2点目の質問は、高森高校への助成についてであります。先ほども申しましたとおり、本年度から高森高等学校へ入学及び在学する全生徒を対象に、その就学経費並びに校外活動への支援予算が計上されることとなりました。この助成は皆さんもご存じのことと思いますが、平成19年10月に出されました県立高等学校再編整備計画により、高森高校の存続問題に起因することから、地元高校への入学を推進する目的で取り組まれたものと承知いたしております。もし、現実に高森高校が統廃合されることとなりますと、町中心部から若者の声がなくなることはもちろんのこと、南阿蘇鉄道をはじめ、商店街への影響は図り知れません。併せて、本町が進めるまちづくりを大きく後退させるものでもあります。先に行いました議会報告会でも、町民の皆さまから非常に良い助成事業をされているとのご意見がある反面、高森東校区の皆さまからは、交通の面等で高森高校に行けない現状等について質問を受けました。以前は定期バスの運行や高校の寮が完備されており、そのための助成もありましたが、現在の町民バスは高校への通学に使用できず、寮も現在はございません。

そこで、教育長にお尋ねいたします。今申しました課題を含め、新たな助成や支援策を考えておられるのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） それでは、自席から失礼いたします。

この1年、高森高校存続の機運がですね、高まってきております。これは今、議員さんからお話されたとおりだと思いますが、この問題をまず私のほうで整理させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

高森高校の存続問題でございますが、現時点に至っては、あえて現時点に至ってはという言葉を使わせていただきますが、来年度の入学者41名、2クラスをクリアするという、これに尽きるというふうに考えておまして、このことは高森高校の廣野校長も認識を一つにするところでございます。

存続問題の根元につきましては、今、議員さんから説明がありましたように、定員の半数割れが3年連続続くと、分校、廃校かの対象になるという県教委の方針でございまして、高森高校は3年連続、定員80人の半数割れが続いておまして、現在、3学年とも1学級というところに来ております。このことについて、4月17日に、県の教育委員会、高校整備推進室長 山本政策官という、いわゆるこの問題のトップの方が、草村町長、それから私に会いたいということで高森を訪問されました。山本政策官が話されたことが3点ございます。1点は、高森町の高森高校支援のお礼でございまして、今、議員がお話をされた一連の支援につきましてお礼を述べられました。2点目が、この高森町の取り組みの評価ということで話をされました。各中学校からの高森高校への受験率が上がったと。4月は33人の入学で達成できませんでしたが、中学校卒業生が極端に少ない年でございまして、この高森高校への受験者率が上がったということが高く評価できますということが2点でございます。3点目が、県の教育委員会の試算ということで話がありまして、今回の受験率で、来年度の各学校の生徒数に当てはめると、50という数字になるということで、これはたいへん期待できる数字であると。気を緩めずに引き続き支援をしていただきたいというお話がありまして、3年連続、半数割れは続きましたけれども、この高森の一連の支援策に対して、次年度の達成に委ねるという意味合いをもって、この配慮をしていただいたところでございます。ちなみに、来年度の、次年度のですね、卒業者数を見ますと、一番高森高校に多く通学しています高森中学校が12名増、それから次に高森高校に多く通学しています白水中学校が25名増、この両校で37名の中学3年生が増加するというところでございまして、今後につきましては一概に言えませんが、だいたい横並び的に数値がいくという状況でございます。

しかしながら、私は2つの危機感をもっております。1つは、県の教育委員会が近々、通知文を出すという動きがあります。それは次年度、もう3年連続、半数割れでしたので、次年度41人を達成できなかつたら、分校の協議に乗せることになるという文書をですね、出すという動きがございまして、文書というのは重みがございますので、いよいよ避けられない状況になってきているという危機感が一つでございます。もう1点は、同じように県の教育委員会ですけれども、現在、県立学校の耐震化が進められております。平成27年度までに県立学校の耐震化率を100%にするという目標が設定されているようございまして、高森高校も該当校になっております。改築、建て替えということでございまして、このことが併せて考えますと、次年度の2クラスか1クラスかで、いわゆる校舎の規模も違ってくるのではないかとこの危機感がございまして、もし分校となれば大きく縮小される可能性がございまして、分校となった形での校舎のもとでその後をですね、論議することはかなり大変な状況になってくる。県教育委員会の悪い言葉で、こういう言葉は遣うといけません、縦割り行政といえれば縦割り行政だと思いますが、この2つですね、状況を見たときに、私は危機感をですね、皆さんとともに募らなければいけないというふうに考えております。

それで、この問題の本質にもう一度返りますが、来年度、その41人を超えて2クラスになれば、この問題の本質であります3年連続というのが消えます。支援体制の高まりで高森高校の未来展望が拓けるということでございまして、先ほど申しましたように、極端に少ない年で進学率が上がった。いよいよ来年が本番と、そういうことを考えたときにですね、今のこれからのそういう支援がですね、もう本当に大事であるという、そういう危機感を私自身、または私たちは持っているところでございます。

その中で、もう一つ危惧していますことは、よく風評被害というのが、今度の震災でもございましたが、高森高校は将来、分校になる、通学が不安になるというような風評被害とならないように、今、縷々申し上げましたが、現在の状況を正しくやっぱり伝えていくことが大切であると思います。従いまして、いろいろ物質的な助成等々もありますが、今一番大事なことはそういう精神的な助成ではないかと私は思っています。来年度のクリアで今回の存続問題の危機は消えるわけです。道は拓けるわけです。受験生には、自分たちが地元高校を盛り上げ、高森高校の太陽になってほしいという思いでですね、私どもも語りかけていきたいと思っておりますし、それが高森に誇りをもち、夢を抱き、元気の出る教育につながっていくということ

で、今後そういった面から高森高校の問題につきましては、廣野校長も一生懸命、今取り組んでおられますので、一生懸命ともどもやっていきたいと思います。

助成の中身等については、事務局長のほうから答弁させます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今、議員さんから質問がありました、具体的な助成の中身についてお話をさせていただきたいと思います。

現在は、平成24年度、120万円の予算を組みましたが、その中で入学金、教科書等につきまして、約73万4,000円使っております。残り、残額すべてではありませんけれども、現在、高森高校と協議しておりますが、校外活動をするスタッフジャンパー、その他校外活動に使いたいということで、申請書をすぐ上げるというふうになっております。現在、高森高校では今、教育長も申しました廣野校長先生を中心に非常に頑張っておられます。これまでも校外清掃活動、それから福祉施設訪問、その他赤い羽募金活動、それからクリスマスの子ども読み聞かせ等のボランティア活動も、高森高校は積極的に行っていたんですが、助成金をただもらっただけじゃいけないということで、高森高校では新たにですね、もう既に5月から高森駅のトイレを交替で先生、生徒をあげて、週に3回、普通の日ですけれども、清掃活動も行っております。

今後の展開としましては、平成23年度に高森高校のほうでですね、在校生、それから南阿蘇エリアの中学校の保護者、教職員、生徒、それから小学校の保護者、教職員等の意見も聞いておられます。その中でですね、特に意見として在校生で多いのが、やっぱり地元高校だということと、やっぱり経済的負担、まあ経済的負担については保護者の意見が多うございます。

それから、交通手段がよい、近いという、これは多分、大字高森地区の生徒が多いからだと思います。これを逆にいえば、交通手段が悪いところが良くなれば、高森高校に来るのではないだろうか、私たちも推測してますし、高森高校側としても交通手段が一つの大きなネックになっていると。先ほど議員さんが回られたときに、東中学校から出ているというのは、多分交通手段等の問題だろうと思います。

それから、高森高校に不足しているものということで、やっぱり生徒たちはですね、やっぱり部活動がもう少しいろんな種類があった方がいいと、しかし学校側とすれば、生徒数に限界がありますので、なかなか部活動を新たに増やすということは非常に難しい。しかし、できるだけ生徒のニーズに合わせていきたいということです。

それから、やっぱり保護者、子どもたちもそうですけれども、進学、就職の実績を伸ばしてほしいということで、これについては平成23年度卒業生ですね、4名が国立大学ですよね。九大をはじめとして、実際に実績を上げておられます。

今後の展開として、それから以前に議員さんに同じ高森高校の交通問題でありまして、町長答弁しておりますが、南阿蘇鉄道、これについては非常に経営が厳しい状況の中で、ぎりぎりの経営をやっていますので、なかなか定期券代を下げるとは難しいということで、その中で南阿蘇村の教育委員会のほうにも一応申し入れをしています、何らか助成はできないかと。実際に高森高校は高森にありますので、就学支援助成はもう地区に関係なく高森町でやりますと。例えば交通費の定期券の割引はできないかという話を南阿蘇の教育委員会のほうにしております。ただし、南阿蘇の教育委員会では正式な、議員さんと全員協議会ではお話をされたそうですが、南阿蘇になりますと、大津高校、阿蘇中央高校も校区になっているということで、その中で高森高校にも補助するのはいいけども、じゃあ大津高校、阿蘇中央高校にも補助はできないのかという話が出ているようで、そうなるものすごい金額になるということで、今は話は中断しているということでございます。それにつきましては、私たちのほうも再度、教育委員会のほうを通じてですね、検討していただくように強く要望はしていきたいと思っております。

それから、交通体制の問題ですけれども、これにつきましてはスクールバス、町長からも以前から言われているんですけども、スクールバス、町民バスを含めた改善はできないかということで、これにつきましてもアンケート調査では、部活がありますので、帰る時間にバスの時間を変更してほしいとか、通学もできれば時間を変更してほしいというアンケートが出ております。これにつきましては、担当課、政策推進課と話してですね、何とか早急に対応していきたい。スクールバスもうまく併用しながらできないかということで、政策推進課と今後協議したいということで、政策推進課も今後、検討課題に大きく入れてくるということで現在なっております。

先ほど教育長が言いました魅力ある学校づくりということで、本当に校長先生を中心としてですね、先生方、今回の支援も大きな影響が出ていると思っております。先生方、それから生徒たちも一生懸命頑張ってくださいましております。特に高森地域にいますとですね、その活動が見えます。なかなか南阿蘇村では見えないんですけども、高森にいますと、その活動がよく見えてまいります。今度はですね、スタッフジャンパーとか作りますので、もう高校で作られていますので、それを着られるので、

よく活動が分かると思います。それについても、私たちも、教育委員会のほうとしましてもですね、全面的なバックアップはしていきたいと思っております。ただし、助成金を出せば済むという話ではないと思います。教育長も申しましたように、今後はですね、できれば高森高校のOBの方、それから地域の皆さんもですね、一緒になって高森高校をバックアップし、協力していただくようお願いして回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問で、高森高校の追加で何かこれは支援できないかということで、教育長先生にお聞きになりましたが、やはり提案するときは私も一緒だと思いますので、答えさせていただきます。

教育長が素晴らしい答弁で、時系列でうたっていただきました。私は、一これは政治家として思いますことは、やはり平成19年のこの県教からの通達があった時点で、やはりなぜ5年以上前から取り組まなかったのかということが痛烈にこれを後悔しなければいけないというふうに率直に思っております。取り組むべきことは、いろんなことがあっても、やはりそこは取り組まなければいけないのではなかったのかというふうに思っております。ということで、昨年より佐藤教育長先生と取り組ませていただきました、また議会の皆さまにおかれましては、ご承認をいただき、今回の助成をやっているわけでございます。その中で先ほど教育長先生がおっしゃいました、この41人を達成しなければいけない、そして2つ目はこれを達成すれば今後、また県の管理課のほうが改修事業をすると、要は校舎のこの建て替えというんですかね、改修事業をやるということでございますが、まずは教育長が言ったように、ここの一番最初の今年のこの来年のですね、入学者を41名を担保する、確保するということがなければ、それから後はさらにこれは厳しくなるのではないかということです。ここで私が議場で報告させていただきたいのは、やはり県は縦割り行政ですので、管理課だけの話が外に出れば、いかにも来年、高森町の高森高校が校舎が修繕されるというような噂が先行してしまえば、これは校舎が修繕されるのであれば、これはもう高森高校はこれは大丈夫ばいというような、この間違った認識が流れることに危惧をしております。特に政治等々に関わっている方は、やはりその先の部分を読む癖が私もございますので、私もこの話は知っていましたが、あえてやはりこのまずは教育長が言われたように、県のこの41人を達成しなければいけないということで、全員団結してこの県立高森高校は南阿蘇高

森になくてはならない県立高校なんだという位置付けのもと、バックアップを強めていかなければいけないと思います。その中でバックアップ事項といたしましては、先ほど教育長先生が言われました。私もまったく同感でございます。今一番大事なことは、やはりもう時間もございますので、この精神的なことではなかろうかというふうに思っております。やはり腰を入れて、この生徒にしっかり語りかける、そしてここを乗り切っていただければ、本当にここから新しい形のスタートができるんだということも生徒に真摯に大人として、一住民として語りかけなければいけないのではないかというふうに思っております。また、議会で承認いただきました予算の中で、高森高校のボランティアと、校外活動ということで、局長からご説明がございましたが、私は議会で承認をいただいた後に、これはすぐにでもやらなければいけない。特に2番議員さんが今日ご質問されたのは来年の問題を危惧されてるからだと思います。私もそうでございますので、スピード感をもって取り組まなければいけないということを、高森高校の校長先生のほうに再度お願いを申し上げまして、ジャンパーの製作、そしてそれを着て、これは週に最低でも3、4回はやっていただきたいという、私の要望を伝えているわけでございます。すなわち、このやはり地域活動が、地元の町民の方が見れば、それはやはり地元の高校生が頑張っている姿を見れば、これは将来的に来年をクリアすれば、この通学の補助の問題やいろんな交通手段の問題のときも、お金がかかろうが、地域の町民の方が、これは納得できるのではないかというふうに思っております。また、先般、私が県ののぼり旗を見て思いましたが、ボランティア日本一というのを熊本県が実は掲げているわけでございます。これは社会福祉協議団体のほうで事業をやっているわけでございますが、私が思うには今年から民間の方が社協の理事長になられたこともございます。ぜひとも、この社協という枠がどうのこうのではなくて、熊本県が日本一のボランティアと、ボランティア日本一を目指す県なんだということを掲げている以上、やはりその中の一つのこれは施策として、やはり社協と、またこの地域をつくるこの行政、そしてそこになくてはならない室の高校との連携も一つ模索してもいいのではなかろうかというふうに思っておりますので、2番議員さんにおかれましては、協議会の中でも理事を務められておりますので、ぜひともまたこの件を私も理事としてこれは取り上げていかなければいけないというふうに思っておりますので、その節はご協力を賜りますことを申し上げまして、私からの答弁と代えさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。まずもって、町長さんには順番的に質問が後回しになったようなことになりまして申し訳ございませんでした。

町長さんが言われたように、平成19年にこの問題が出たときにですね、なぜそのとき対応しなかったのかということがやはり私たちOBとしてもですね、非常に何でできなかつたのか反省しているところでございます。ただ、今、教育長先生のお話では、来年度は50名の生徒がいて、どうにか2クラスの目は立ちそうだがということでございますので、できるだけですね、その2クラス達成できるように、これからでも私たちOB、また議会としてもですね、頑張っていきたいなというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

高森高校は県立高校でありますので、直接的には県教育委員会が担当いたします。しかし、その高校が所在する町村、そしてそこに住む住民がやはり連携して存続に努めていかななくてはならないというふうに考えております。確かに少子化の影響で生徒数の増加は期待できないものの、現在、高森高校が掲げる小さな学校だからできる大きな教育のもと、本町で生まれ育つた子どもたちの夢の実現に向けた支援を今後とも議会ともども頑張っていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目の質問に移らせていただきます。これらの支援施策を踏まえ、歴代の町長も同じことを言われておりました。子どもたちは町の宝と話され、そのときに合った取り組みや助成をされてきたことは、私自身、十分承知いたしておりますし、そのときの施策が一番であったことも事実であります。しかし、今思うと、ものの考え方を少し変えることにより、その支援施策も随分違つた方向へ向かうものだと思ひているところであります。すなわち、今、町長及び教育長が進められている高森町新教育プランそのものは、農産物に例えると、種まき、消毒、養生、収穫に相当する部分でありまして、その収穫した産物を地元で消費すること、これが地産地消と考へます。人材においても同じことであります。将来の進路は自分で決める、このことは言うまでもないことでありますが、大きな予算を投資し、いろいろな支援施策を行つた後、その子どもたちが都会へ行つてしまうのでは町は衰退してしまひます。ここが一番大切な部分でありまして、本町の高齢化率が示している要因ではないかと思ひております。小さい時期から支援の手をさしのべ、いざ就職時期となると町外へ出ていく、これが現在の現状ではと感じます。

町では、これまで雇用の場の確保、収入の安定を目的に企業誘致等をはじめ、

さまざまな取り組みや地元での就職の場の提供に努めてこられたことと思います。そこで、高校、大学あるいは専門学校等を卒業した後、本町にどれだけ就職しているのか、その状況について、また本町に就職しない要因があるのであれば、分かる範囲で結構ですので答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 企業誘致を担当しております政策推進課のほうで答えいたします。

質問の内容に基づき、うちのほうです、事前に工業団地の4社と町内の主要企業について、従業員数、本町の出身者数、それと本年度の採用者数と、その採用者の中で本町から何名採用されているかということをお尋ねいたしました。9件中7件の回答がっております。個人情報の関係もありますので、具体的企業名は省略させていただきたいと思います。

まず、工業団地の4社ですけれど、A事業者につきましては、従業員数112名に対しまして本町出身者数が35名です。割合といたしまして31.25%です。本年度の採用はゼロということでした。それと、同じく工業団地内のB企業ですけれど、従業員数32名に対しまして本町出身者数1名、割合として3.13%です。本年度の採用者数につきましては、全体で2名ですけれど、そのうち1名が本町出身ということ。それと、同じくC企業ですけれど、従業員数15名に対しまして本町出身者数10名、割合としまして66.67%、本年度の採用はないということ。同じくD企業です。34名の従業員数に対しまして本町出身者数17名、ちょうど50%になります。本年度の採用者数はゼロということ。それと、企業外のところ。町内の量販店ですけれど、従業員数48名に対しまして本町の出身者数26名、54.17%の割合となっております。本年度の採用者数は全体で5名、うち本町出身が5名ということで100%となっております。

同じく町内の企業で製造業ですけれど、従業員数16名に対しまして本町出身者数14名、割合としまして87.5%、本年度の採用者数1名に対しまして、町内から1名採用ということ。あります。

最後になります。同じく製造業です。従業員数14名に対しまして本町の出身者数5名です。割合としまして35.71%、本年度の採用はゼロということ。でした。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 私のほうからは、総務課で職員採用関係をしておりますので、その内容についてご説明を申し上げます。

平成21年4月から採用の過去4年間をまず例にとりたいと思います。21年4月採用分につきましては、34名の応募がありまして5名採用いたしております。うち2名が本町出身者でございます。平成22年4月採用分につきましては、42名受験しまして5名採用、うち2名本町職員です。平成23年4月採用につきましては、19名の応募がありまして5名採用、2名が本町出身者でございます。本年度24年4月につきましては、19名の受験がございまして2名採用、うち1名が本町出身ということで、4年間合計114名の方が受験され、17名が採用になりまして、うち7名が本町出身者ということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 自席よりお答えします。

教育委員会では高森高校のだいたい21年度から23年度までの状況を説明させていただきます。平成21年度が33名の卒業で、うち17名が大学、専門学校等への進学ということで、就職ではないということです。うち16名が就職をしております、町内がゼロでございます。それから、22年度が32名卒業で、16名が進学等です。16名が就職で、町内が2名でございます。下の工業団地と福祉施設に1名ずつ行っております。それから、23年度が43名卒業で、21名進学、22名の就職で、町内が6名で、やっぱり福祉施設、それから下の工業団地等でございます。

先ほど質問のありました、なぜ行かないのかということにつきまして、学校の先生ともちょっと詳しくは話してはございませんけども、基本的に子どもたちが希望する地域が違うというのも一つあるそうでございます。仕事がないではなくて、自分たちがやっぱり都会に出たいというですね、大きな別なところで仕事がしたいというのもあって、地元に残らないというのもあるそうでございます。ですので、地元には職がないからよそに行ったというのではないみたいで、地元を受けて落ちるかどうかわかりませんが、そこらへんを詳しくまではそれぞれに聞いておりませんが、一般的に自分が希望する職種がなくてよそに行ってるという形が結構多いそうでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

詳しくご説明いただきまして、本当にありがとうございました。よく町民の皆様からお聞きする話として、本町には就職するところがない、このため都会へ若者の流出が増え、その結果、高齢化率が高くなっている。また、違うご意見としては、今後のことを考えると心配でならないと話されております。

先ほども申しましたとおり、町は雇用の場の確保、収入の安定を目的に企業誘致を行ってこられました。先ほど直近5年間の就職状況もご説明いただきましたが、ほとんど地元からの採用者はないに等しいという数字であったかと思います。先ほど申しましたような目的で誘致をしたのであれば、それなりの地元雇用をやはり進めるべきではないかなというふうに思っております。また、当地には、この工業団地以外にも休暇村や地元企業、そして大型ショッピングセンター等々たくさんあります。関連機関と連携し、地元雇用を促進する体制が必要ではと感じます。

そこで、そのような機関、仮称であります。町内企業雇用促進連絡会等が現在あるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 町内企業全体、町内全部まとめた連絡協議会等はございません。ただ、工業団地につきましては、企業等連絡協議会というのが組織しております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほども申しましたように、工業団地だけに限ることなく、やはり地元の企業もたくさんありますので、やはり町を挙げてですね、取り組みを強化していただきたいという思いで先ほど質問したところでございます。

先ほど総務課長のほうから役場の採用状況についてご答弁がありましたが、私が予定していたところでは、今から質問しようかなと思っていたんですが、重複しますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

高森町役場職員の採用状況についてですが、先ほどご答弁があったとおりでございます。採用につきましては、高森町職員の任用試験等に関する規則によれば、一部の職種を除き、競走試験により採用することとなっております。私も以前役場に奉職いたしておりましたが、私どもの採用条件といたしましては、当時、高森町に住所を有していることとの明記があったように記憶いたしております。現在はないと聞いております。このため、先ほどあったように、他県、他市町村から多くの受験者がお出でであると聞いております。では、いつ頃からその住所の明記が削除さ

れたのか、それから採用試験をどこに依頼されているのか。先ほど、受験者と合格者についてはご報告がございましたが、町内の合格者は合格された方だけの人数だったと思いますが、受験者の中にどれだけ地元の方がおられて、ああいう地元採用者が2名なり1名というふうな報告がありました、そのへんを少し付け加えてご説明願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 確かに以前は住所要件がございました。これがなくなりましたのは、平成8年から熊本県下、全国の入試のほうの組織に入りましたので、その時点からなくなったというふうに私は記憶しております。

次に、合格者は、やはり当然採用にならなかった町内の方もいるわけでございますので、その件に関しましては、ほとんど1桁台。まず、私が知る限りではですね、高森高校のほうには採用試験ごとに応募用紙等を真っ先にご案内しておりますが、まず受験される方がいないというのが現状でございます。

もう1件ありました。どこが試験をしているのかと、これは全国組織の、正式名称はちょっと忘れましたが、そういった全国組織の試験センターがございます。

そこに熊本県も加入しまして、仮に高森町が単独で試験をする場合につきましても、そこに依頼してやっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 平成8年度から住所の明記が削除されたということでございます。確かに採用にあたりましてはいろいろな制約があることは承知いたしておりますが、私自身が考えるのは、特別な資格や技術を要する職以外の一般職については、その採用を地元の者を優先することも必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、採用にあたっては、地域性も考慮されることが、その地域の活性化にもつながるのではと考えます。そして、重大な施策等の対処法としては、先の議会で可決しました高森町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の活用により、専門性のある職員の採用を行えばいいのではと考えますが、いかがでしょうか。

併せて、町内で生まれ育った者たちが、地元の試験を受けず、他市町村の試験を受け、採用されている事例もあるということをお聞きすると、非常に残念でなりません。町としては、この現状をどう捉え、どう考えておられるのかお聞かせください。お願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） まず第1点、地元優先ということにつきましては、これは試験の公平性、そのあたりを考えたときにですね、かなり難しい課題であるというふうに考えます。即答できる内容ではございませんので、あしからずお許しいただきたいと思えます。

それと、次に出ました任期付き採用職員、これにつきましては特に技術系、そのあたりはですね、将来、技術系がいなくなります。そのへんも含めると、中途採用、そのへんも考えていかにやらんだらうと思えますし、特に今言いましたのは技術職でございます。それと、町長がいつも申しておりますが、40代の職員が極端に少ないと、そういったこともございますので、採用にあたっては、今後やはり今議員がおっしゃったような任期付き職員、あるいは選考による資格試験のですね、そういった採用等もできますので、そのへんを総合的に考えながら採用計画というものを立てていかなければならないと。特に、繰り返しになりますが、先ほどの40代がぽっと抜けるような採用のやり方というのはですね、しっかりこのへんは今後検討を加えて採用に臨みたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） これも住民の方々からよくお聞きすることでありますが、役場に行けば誰々さんちの誰々さんがいるので非常に助かるとか、田舎に一人で暮していると心配事もたくさんあるが、地域に誰々さんがいるから安心だとの声を聞きます。このような話を伺うと、地産地消の意味がよく分かります。地域で育った子どもたちを支援し、成長した後には老いた住民のために地元で働く、まさしく人材の地産地消と考えます。

そこで、今まで質問いたしました内容を含め、これからの高森町、については将来像を町長はどのように考えておられるのかお伺いし、最後の質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えします。

人材の地産地消における私の考える将来像ということでございます。まず、ご質問にお答えする前に、1点だけ、これはお断りをさせていただきたいことがございます。今日、2番議員さんがおっしゃる、この地産地消の意味はよく分かっております。しかしながら、今同じ時間、この下の階も含めまして、他町村から就職して高森町に今一生懸命働いている職員もおりますので、私がこの職員が働いていないとかいうのではなく、やはりこれは地元の話として捉えていただきたい。また、

今働いている、ほかの市町村から来ている職員は全力で働いておりますので、その旨はご承認をご理解をいただきたいというふうに思っております。

まずは、私は考え方といたしましては、この地産地消、人材の地産地消ということは、これは全国レベルで見れば、すべてではないのではないかと。それはなぜかと申しますと、都会とやっぱりこの南郷高森町では、これはやはり意味合いが違うのではないかとこのように思います。やはり先ほど議員さんもおっしゃったように、これは人にとってどこに就職するか、若しくはどういう職業に就くかということは、これは人生においてたいへん大きいファクターでありますので、これをやはり何か人が勝手にですね、無理矢理そういう方向付けをするということは、私は都会では必要がないのではないかとこのように思っております。

しかしながら、少子高齢化、また子どもが少ないこの時代の中、特にこの地域の過疎化をですね、考慮すれば、やはり高森町としてはこの地産地消ができる仕組みづくりをしっかりと戦略として行うことが、やはり人材の地産地消につながるようになるのではないかとこのように思っております。

もう1点いえば、ほかの地域から、例えばの話、ああ、あそこ高森はいいなあというような、この同時並行でつくっていかねばいけない、その計画が大事であるのではないかと思います。要は、地域に愛着をもつ、この若い世代の人たちが、その地域に仕事を見つけ、未来のその地域のために貢献できるような仕組みづくりをどうつくるのか、これが一番の課題点であり、そしてそれによって将来はこの仕組みづくりをもって、この高森町自体の受け皿ができるまちづくりではなく、受け皿がある、できた町なんだというふうにすることが大事で、その結果、よくいわれます、生まれてよかった、ここに育ってよかったと、そして外に出ていっても、いつでも帰ってきてよかったと言えるようになるのではないかとこのように思っております。その仕組みづくりのために、一番やはり大事なことは、今日は新高森町教育プランで佐藤教育長先生が先ほど答弁されておりましたが、やはりこの確かな学力の確立、これも一つでしょう。そして、やはり住民自体がですね、これをバックアップする形づくりも手法としては必要だと思っております。

また、先ほど役場ですね、この職員のこの採用について議員が問われたわけでございますが、やはりこの役場を一民間企業として例えるのであれば、これは非常に大きい組織になるわけでございます。やはりそこで戦う人材を、そして住民の方に常に同じ幅でサービスを提供する人材を育てていくことのためには、やはりこれは地元を知ってる人間が一番これは即効性があるのではないかとこのように思っ

ております。また、そういう人材を登用しなければ、地方自治体、地域は衰弱していくのではないかというふうに思っております。

また、先ほど総務課長のほうが答弁の中で、この40代が非常にいないということをご答弁されたわけですが、今日はちょっと議長の許しを得て、ボードを作成してきました。これを議員見ていただいたら分かると思いますが、実はこれが高森町の役場の現場でございます。今、地域説明会でも説明いたしておりますが、一般の民間企業でいえば、これはもう本当、非常に厳しい。40代が8名しかいません。これも一番上と一番下にいるわけで、間がまったくいないわけでございます。すなわち、一番上の方が50代にいけば、40代はもうほんの数名しかいない。企業でいえば、組織でいえば、一番働き盛りのこの年代がない。これはもう本当に私は組織としては厳しいのではないかというふうに思っております。すなわち、40代といえば、私たちであります。私たちがあと10年経って、役場に来たり、住民サービスを求めたり、いろんな質問、問い合わせをしたりしたときに、やはり同級生がいない、同世代の職員が誰もいないとなると、果たしてやはりその気持ちをもったサービスが提供できるのかといえば、私はどうかなというふうに思っておりますので、先ほど議員もおっしゃった、この専門性をもったこの任期付きの職員をここに仕込んでいく、これしか方法はないのではないかというふうに思っております。

また、同時に一般職に関しましては、この町の人間、地元有利、地元の方を育てなければいけないということも、これは先ほど言いましたように、仕組みづくりの中で、今後、例えば県立高森高校への一つの提携といたしまして、バックアップといたしまして、行政が何か勉強できるこの補助をすとか、そういうことを考えなければいけない。しかし、その基本になるのは新高森町教育プランの確かな学力、ここを確立することこそが将来、高森町の私は人材の地産地消につながる一番の要因ではないかと、また私が思う将来像を達成するためには、そこが一番重要であるということで答弁と代えさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほどの答弁の中でですね、住所要件のお話がありました。私は平成8年と申しましたが、これは確定ではございません。なぜかと申しますと、平成7年度までは熊本県が試験をしておりました。その後、先ほどの全国組織のいわゆる試験問題から解答までするセンターにですね、熊本県全部、恐らく全

国、その頃から入られたと思いますが、そういったことで移行しておりますので、恐らく平成8年からであろうということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 町長をはじめ、関係課におかれましては、私の一般質問に対し真摯に受け止めていただき、丁寧な答弁をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

しかし、現状は非常に厳しいものがあります。本町が高森町として単独でいく上からも、本町に生まれ育った者が本町で生活できる環境、すなわち雇用の場の確保、収入の安定を目指し、まちづくりを行う必要があると感じます。今一度、町内で生まれた子どもたちへ温かい支援の手をさしのべると同時に、犯罪等に遭わないよう、そして陥らないよう、住民相互の見守りをお願いし、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

傍聴者の皆様方にごあいさつ申し上げます。

たいへん梅雨の雨の中、本日は傍聴にお出でいただきまして、本当にありがとうございます。今日、議会議員4名がまちづくりに対しまして、執行部の姿勢を質したわけでございます。これから、また皆さん方のいろいろなご意見をお伺いしながら、私たちがまた一緒になってまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますし、議会といたしましても議会だより「絆」、それから議会報告会等を通じまして、皆さん方と密に連携をとりながら、町民の皆さん方と議会が信頼関係を構築しながら、まちづくりに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ皆さん方のご意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

これからも皆さん方のご意見を伺いながら、議会運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げ、本日は誠にありがとうございました。

それでは、本日はこれで散会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後2時45分

7月4日（水）

（第3日）

平成24年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成24年7月4日
午前10時05分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第2 決議第2号 高森町長の給与に関する決議について
日程第3 行政事務に関する調査の件について
日程第4 議会広報の件について
日程第5 議員派遣の件について
日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|-----------|-------|----------|--------|
| 町 長 | 草村大成君 | 教 育 長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 村上源喜君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 健康推進課長 | 岩下公治君 | 住民福祉課長 | 古澤建生君 |
| 税務課長 | 色見継治君 | 農林政策課長 | 佐藤武文君 |
| 建設課長 | 廣木富八君 | 会計課長 | 橋本和則君 |
| 教育委員会事務局長 | 後藤正三君 | 政策推進課審議員 | 服部信一郎君 |
| 建設課審議員 | 岩田秋広君 | 総務課長補佐 | 東幸祐君 |
| 健康推進課長補佐 | 阿部恭二君 | 住民福祉課長補佐 | 佐藤幸一君 |

税務課長補佐	工藤英二君	農林政策課長補佐	後藤健一君
監査事務局長	安方含君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、教育委員会事務局次長、沼田勝之君からは、欠席届けがっておりますので、報告しておきます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第38号 物品売買契約の締結について

○議長（田上更生君） 議案第38号、物品売買契約の締結については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第38号、物品売買契約の締結については、6月28日午前10時から第3、4委員会室において、教育委員会より教育長、後藤事務局長、沼田事務局次長、岩下係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、物品売買契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第41号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第41号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、6月29日第3、4委員会室において、午前10時から税務課より色見課長、工藤課長補佐、高崎係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午前10時20分から総務課より村上課長、東課長補佐及び各係長に出席を求め、また午前11時5分から政策推進課より甲斐課長、服部審議員、眞原係長及び各担当者に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、6月28日午前10時から、第3、4委員会室において、教育委員会より教育長、後藤事務局長、沼田事務局次長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午前11時から住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また午前11時20分から健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

なお、教育長からは、高森町新教育プランの進捗状況について、さらに住民福祉

課関係では、平成23年度に地域支え合い体制づくり事業で設置された備品の確認を行い、万が一での災害時対応について日ごろから訓練されるようお願いをいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第41号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、7月2日午前10時から第3、4委員会室において、建設課より廣木課長、岩田審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。また、同じく午前10時45分から第3、4委員会室において、農林水産課より佐藤課長、後藤課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

なお、審議の後、町道村中線の現地確認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第41号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第42号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第42号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、6月28日、午前11時20分から、第3、4委員会室において、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐及び岩下係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第43号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第43号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、6月28日、午前11時20分から、第3、4委員会室において、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐及び岩下係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第44号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第44号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第44号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、7月2日、午前10時から、第3、4委員会室において、建設課より廣木課長、岩田審議員及び阿南係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

請願第1号 地下水保全条例制定についての請願について

○議長（田上更生君） 請願第1号、地下水保全条例の制定についての請願については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました請願第1号、地下水保全条例制定についての請願については、本町の水事情を考えるとときに必要な請願として捉え、平成23年12月、平成24年3月議会定例会において、継続審査として対応してきたところですが、熊本県では平成24年4月1日に熊本県地下水保全条例の改正がなされており、その条文では地下水採取の許可制、地下水採取の届出制の見直し、開発行為に伴う地下水涵養への配慮、市町村等との共同による調査研究等、条文の新設・追加がなされており、この熊本県地下水保全条例の内容及び請願の趣旨、素案を十分審議しました結果、本町独自の制定の必要性がないことから、本委員会では地下水条例制定についての請願については、不採択とすることに決定しました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから地下水保全条例制定についての請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号、地下水保全条例制定についての請願についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田上更生君） 起立少数です。

したがって、請願第1号、地下水保全条例の制定についての請願については、不

採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第2 決議第2号 高森町長の給与に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第2、決議第2号、高森町長の給与に関する決議についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者、5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

それでは、高森町長の給与に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。高森町長の給与については、平成23年6月、高森町議会定例会において、高森町長の給与の特例に関する条例の制定が提案され、町長の町行政に対する基本姿勢の一つであり、また特別職報酬等審議会としては半減することに心配される意見である等の総務課長の提案説明を受けているところである。総務常任委員会に付託され、議会において議決をしているものの、委員長報告では早急に本来の報酬額を受けられ、高森町の長として仕事を全うされるよう強く望むとの意見を付しているところでもあります。草村町長は、町長に就任され2年目を迎え、町の長としての職務に専念されておられるが、昨年の町長の公務、会議等の動向からすると、公務多忙なことを私たち議員は再確認をしたところでもあります。また、昨年の特別職報酬等審議会の答申によると、公約の実行は草村町長の町政運営への強い決意の表れであり、非常に尊い志と思われるが、首長という社会的立場からの出費が多額になることは明らかであるので、早急に本来の給与を受けられるよう希望することとなりました。本年6月の特別職報酬等審議会では、給料減額後1年が経過した現在、他町村との均衡を最も考慮しなければならないところである。給料の性質を検討した場合、自治体を治める首長の職責及び役割の重大性を勘案し、県下町村と均衡の取れた一定水準の額とすることが必要である。また、給料の減額は財政状況を考慮してのものと思われ、一方、町長個人の政治手段との見方もあることから、速やかに本来の給料に改正することを望むとの提言があつております。この特別職報酬等審議会を自治体の長として尊重されるべきであると考えます。そのことから、議会としては、町長は自治体の長として本来の給料を早急に受けられることを強く要望し、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

立山広滋君ほか8名から提出されました決議第2号、高森町長の給与に関する決議について、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか8名から提出されました決議第2号、高森町長の給与に関する決議については可決されました。

-----○-----

日程第3 行政事務に関する調査の件について

○議長（田上更生君） 日程第3、行政事務に関する調査の件についてを議題とします。

行政事務調査特別委員長の報告を求めます。行政事務調査特別委員長 興柁壽一君。

○行政事務調査特別委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

行政事務調査特別委員会に付託されました調査事項につきまして、ただいまから報告いたします。

調査事項につきましては、平成22年度高森町一般会計・特別会計決算審査意見書の中で、一部道路改良工事において県との協議及び確認に不十分な点が見受けられ、また用地については筆界未定にもかかわらず工事が施工されていたという監査指摘を受け、建設経済常任委員会の中で職員等に委員会出席を求め説明を受けましたが、常任委員会の調査では、選挙人その他の関係人に対し出頭及び証言並びに記録の提出を請求することに限界があり、原因究明等が不可能と判断し、本議会で地方自治法第100条に基づく行政事務調査特別委員会の設置を全会一致で決議いたしました。調査内容は、まず第1に現状調査、事実調査、第2に行政における事務処理、第3に議会の監視機能、第4に再発防止、第5に今後の対応に関して記録及び資料の提出、参考人等による事情聴取を行い、厳正に調査をいたしました。行政事務調査特別委員会における調査の経過と報告をいたしますと、平成23年9月21日、第1回特別委員会を開催、委員5名より委員長、副委員長を互選及び現地確認、同年10月6日地方自治法第100条に基づく調査権行使の無効化と問題点について確認を行い、調査事項について審議を行いました。同年10月21日、現状事実確認のため出席説明者として税務課職員 古澤建生税務課長、色見継治税務課長補佐、丸山雄平地籍係長、建設課職員 廣木富八建設課長に出席説明を求め、筆

界未定地工事に関する現状、事実確認のため事情聴取、同年11月7日、関係書類等の提出を求め、事務処理等の調査を行い、現状事実確認、同年11月21日円福寺・坊ヶ平線道路整備工事に伴う現状事実確認のため参考人として前建設課長、瀬井公吉郎氏、出席説明者として三森義高議員、田上更生議員、森田勝議員、色見継治前建設課長補佐、野尻光也土木係長に出席説明を求め事情聴取。同年12月7日、円福寺・坊ヶ平線道路整備工事に伴う現状事実確認のため出席説明者として前建設課長補佐、甲斐邦博氏に出席説明を求め事情聴取。同年12月16日、狭あい道路整備等促進事業費補助金交付申請書関係書類確認のため、熊本県土木建築住宅局建築課建築物安全推進室に出向き、吉川誠一審議員、白本和典課長補佐、松澤博幸主任に出席説明を求め、事情聴取を行いました。平成23年第4回高森町議会定例会において、行政事務調査特別委員会の中間報告、同年12月28日、狭あい道路整備等促進事業費補助金交付申請書に関する熊本県土木部事情聴取報告を行い、今後の対応について協議を行いました。平成24年1月20日、平成22年度道路改良に伴う筆界未定地に関する事項確認のため出席説明者として色見継治税務課長に出席・説明を求め事情聴取、同年2月10日、平成22年度道路改良に伴う筆界未定地工事に関する事項及び円福寺・坊ヶ平線道路整備に伴う地権者及び地域関係者説明会について再確認のため、参考人として前建設課長 瀬井公吉郎氏、出席説明者として三森義高議員に出席説明を求め事情聴取。同年2月20日、平成22年度道路改良に伴う筆界未定地工事に関する事項確認のため、出席説明者として谷川哲氏に出席説明を求め事情聴取。また、平成22年度高森町一般会計決算審査意見書に関する事項確認のため、高森町監査委員有働和幸氏、三森義高氏に出席説明を求め、事情聴取。同年3月1日、最終調査報告書案の協議。同年6月21日、最終調査報告書作成、特別委員会開催回数15回、熊本県土木部確認1回、出席説明者延べ15名、参考人出席者延べ2名であります。調査の結果、行政事務調査特別委員会に付託された一部道路改良工事において、県との協議及び確認に不十分な点が見受けられ、また用地については筆界未定にもかかわらず工事が施工されていたことに関する各事項の調査結果について、特別委員会調査報告書を提出いたします。今回、平成22年度高森町一般会計・特別会計決算審査意見書に基づき、平成23年9月20日開催の第3回高森町議会定例会において、地方自治法第100条に基づく行政事務調査特別委員会の設置と付託を受け、同日から平成24年6月21日まで15回にわたり特別委員会を開催、委員会において関係議員、監査委員、元職員、関係課長、課長補佐、係長並びに関係人延べ15人に出席説明を求め、本件に関する

事情聴取を行うとともに、参考人延べ2名に出席を求め意見を拝聴した。それでは、調査内容の調査事項、現状調査、事実調査、行政における事務処理、議会の監視機能再発防止、今後の対応について調査結果を報告いたします。

今回の決算審査において2点の指摘を受けております。はじめに、現状調査・事実調査についてですが、平成14年6月14日、上在地区により町道円福寺・坊ヶ平線の拡幅工事と道路整備について要望書が提出され、平成21年11月6日、1回目の円福寺・坊ヶ平線測量設計に伴う地元説明会が上在集会所において土地所有者、当時の議長三森義高氏、上在天神の駐在嘱託員及び行政担当者の出席の下、開催されております。会議議事録によると、関係者挨拶の後、円福寺・坊ヶ平線事業説明において行政側の提案である中村直也さんの自宅の車庫を少し通り、谷川土木の前に出る路線で承認されております。また、平成22年3月5日、2回目の地元説明会が上在集会所において関係者を交えて開催され、計画図面の閲覧後、行政担当課より表面断面図により事業説明が行われている。この2回の説明会で、地元地権者の承認を得て、平成22年4月30日、平成22年度狭あい道路整備等促進事業費補助金交付申請について関係書類を添えて起案、決裁後、九州地方整備局長あて、円福寺・坊ヶ平線道路整備事業、事業費1,650万円に対し補助金交付申請額825万円で申請。この狭あい道路整備等促進事業費補助金交付申請書について、熊本県土木部に出向き、高森町建設課より提出されている平成22年度狭あい道路整備等促進事業費補助金交付申請書の関係書類の調査を行いました。熊本県は、平成22年6月1日付けで受け付けを行っており、添付書類の事業計画済みについて説明を受けた補助金交付申請路線の起点は、篠田定雄氏宅の西側の道で申請されていた。また、熊本県は平成22年12月、平成23年2月、事業の変更はないか、2度に渡り確認をしている。県としては、高森町の担当者から変更の通知はなかったもので申請通りと思っていたが、平成23年3月28日の竣工確認検査時点で路線が変更されているのを確認した。

次に、行政における事務処理についてですが、この申請書等の確認調査において、当時担当課は地元の説明会において行政側からの提案どおりで証人を得ているのになぜ違う路線で申請したのか。また、2度にわたり県より事業の変更はないか等の連絡が来ているのに、なぜ変更の連絡をしなかったのか。

以上、2点の疑問点が出てまいりました。この疑問点については、当時の建設課長 瀬井公吉郎氏に事情聴取したところ、事務処理において図面の修正をするべきであったと不適正を認め、事業変更の連絡については金額の変更と思い込みをして

いた。熊本県主催による本事業の説明会が21年、22年と2回開催されており、高森町から2名の職員が出席し説明を受けているが、その2名の職員は経験年数も浅く、事業要項等の説明内容も熟知できたとは到底思えず、また記帳後、復命は行っているものの、上司、管理職が要項等を理解できていなかったと思われる。事業説明会において配付してある要項等によると、バイパス道路のように現道から離れた場所に道路を新設する場合は補助事業の対象外とはっきり明記してあるにも関わらず、熟知不足により一部施工済み部分と今後施工予定の部分について単独事業となったことは、行政として反省すべきことである。職員を指揮監督する立場にあった前総務課長 色見隆夫氏、前副町長 宇藤信幸氏、前町長 藤本正一氏の責任は重いものがある。

次に、工事が筆界未定に施工された円福寺・坊ヶ平線の起点、入口の土地については、当時は道路線起点部分に筆界未定部分があるとし、買収不可能で登記ができないというから、土地所有者から口約束で通行許可を受け、また当時筆界未定地の解決方法については担当課は工事を施工しながら、関係機関と協議、解決するという方向で未解決のまま工事を着工している。この入口の土地について、筆界未定地につき買収不可能と説明を受けてきたが、その後の調査で買収可能であることがわかった。県の要項では、民有地でも補助金交付対象となり得るが、本来行政が施工する道路の認識は用地買収または地権者の用地提供の確約等がすべて終わった時点で着手すべきであり、当時の行政側の調査不足と口約束で工事施工を着手したことは誠に行政としてあるまじきことである。この口約束は、今後法的に行政がその権利を未来永劫まで主張できるものではなく、地域住民の将来において安心して通れる道路とは言えず、未解決のまま工事を着工したことは行政事務怠慢であり、執行権者の責任は重大なものがあると思われる。

次に、議会の監視機能についてであります。平成21年3月当初予算、平成21年9月補正予算、平成22年9月補正予算において、議会に道路新設改良費、円福寺・坊ヶ平線道路整備事業として予算計上され、委員会付託審議、決議はしているものの、監査指摘事項に関して議会が本来果たすべき監視機能が果たされていなかったと考えられる。このことは、議員全員再認識すべきことである。住民からの信頼回復に向けて自助努力が必要である。また、三森義高議員にあっては、本路線の整備については、平成14年度から要望を行い、地元地権者との説明会にも再三出席し、路線の工事内容については十分熟知すべき立場にある。今回のような事態を看過したことは誠に遺憾である。

次に、再発防止について、行政としては、まず1点目、事業説明会等の復命については、関係職員も詳細に内容を把握、理解をすること。2点目、関係者との約束については、口頭ではなく、必ず文書で交わすこと。3点目、重要案件は課内で十分なる協議、必要であれば関係各課と横の連絡調整を図ること。4点目、今回の問題については職員の退職時期等で文書の引き継ぎがなされなかった。このことは、高森町職員服務規程第23条の事務引き継ぎが守られていなかったことにつながる。今後懸案事項の引き継ぎ、事務引き継ぎを遵守すること。5点目、監査指摘の原因として、今回施工済みの道路は町道円福寺・坊ヶ平線ではなく町道とは関係ない新設された道路であり、議会常任委員会において行政側から詳細なる事業説明及び現地説明もなく、説明不足が第一の原因と思われることから、監査指摘事項である筆界未定地等ある場合は再考を促すこと。今回のような問題の再発防止するためには、この5点について行政として対応を願いたい。議会としては、行政から予算書の提出を受け、事業計画の妥当性及び必要性や効果、地域に対する貢献度等について慎重に審議を行うが、今後の再発防止に向けて新規事業等においては図面、用地買収の状況等、必要と思われる資料について積極的に提出を求めるとともに、現地確認を行うことにより、再発防止に努めるべきである。

最後に、今後の対応について申し上げますと、円福寺・坊ヶ平線の道路改良は長年の地域住民の要望事項である。救急自動車等の進入もできず、危機管理道及び安全性の確保という観点から、行政においては早急に問題解決を行い、全線道路整備されることを望み、特別委員会の報告とさせていただきます。委員会の構成、委員長 興梶壽一、副委員長 甲斐正一、委員 森田勝、委員 立山広滋、委員 芹口誓彰。調査経費、費用弁償として8万6,140円となっております。

○議長（田上更生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから行政事務に関する調査の件についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、お手元に配りました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田上更生君） 起立多数です。したがって、行政事務に関する調査の件については、委員長の報告書のとおり決定しました。

-----○-----

日程第4 議会広報の件について

○議長（田上更生君） 日程第4、議会広報の件についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、7月3日に開催し、6月議会広報「きずな」48号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、6月定例会初日の質疑、平成24年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。

今回は、8月初旬発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で、議会広報の件についての報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
ご挨拶を申し上げます。

大変6月、梅雨の雨の中、連日の大雨でございまして、議員をはじめ役場各執行部をはじめ、各職員の皆さん方には、連日の警報発令等におきましては待機というふうなことで、大変ご苦勞をされておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、職員各位、皆さん方のその努力のおかげをもちまして、本当に安全で安心して暮らせる環境づくりが着々と進んでいるものというふうに思っております。これからも、どうぞ住民の信頼を得、そしてまちづくりのためにいろいろな住民からのご意見等もいただきながら、住民の声に即反応できる議会でありたいし、また町でありたいというふうに思っております。どうかこれからも健康に留意されまして、住民の付託に十分答えられる町になるものだというふうに私も意識をいたしておりますので、どうか皆さん方の今後のますますのご精進をお願いしたいというふうに思います。

-----○-----

○議長（田上更生君） これをもちまして、平成24年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成24年第2回定例会

平成24年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967)62-1111